

平成19年度奨学金等分科会報告書

転換期を迎えた奨学事業 —私立大学の新たな奨学金制度設計のために—

平成20（2008）年3月

社団法人日本私立大学連盟
学 生 委 員 会
奨 学 金 等 分 科 会

刊行にあたって

本報告書は、本連盟の学生委員会に設置された奨学金等分科会による平成19年度の活動、調査報告である。我が国の厳しい経済状況は多少の改善が見られるものの、大学における奨学金窓口での学生の相談内容は、この実情に沿っていないという実感がある。大学における学生の経済的支援は、志ある学生の熱意を花開かせる施策であり、近い将来の国勢を左右するものであるという学内外の深い理解が求められていることは言うまでもない。大学独自の奨学金制度、日本学生支援機構の制度、民間、篤志家による制度をいかに多くの学生に行き渡らせ、修学機会を確保するかという課題に、多くの大学が工夫を凝らし、懸命な努力を続けている。

一方、大学全入時代という言葉に象徴される大学環境の変化は、奨学金制度に大学の個性化、特徴づけの一方策という新しい側面を付与した。多様な入学選抜制度に対応する奨学金、大学の人材育成の力点に沿った奨学金など、大学の戦略性が盛り込まれた多くの制度が創出されている。

本報告書は、このような大局的に二つの側面を有する奨学金制度の実態を明らかにし、加盟大学での奨学金制度運用の一助となることを目的として刊行された。加盟大学における基盤的経済的支援、創意工夫に溢れる戦略的支援の構築、運用に資すれば幸いである。

平成20年3月

学生委員会

担当理事 永井和之
委員長 嘉道佳明

目 次

刊行にあたって

I. 学生委員会奨学金等分科会の活動について	1
1. 日本学生支援機構との取り組み内容	
2. 平成19年奨学金等調査を実施して	
II. 国の奨学事業への提言	3
1. 考察	
2. 提言	
III. 平成19年度奨学金等調査結果概要	
1. 実施概要	7
2. データ設問	
(1) 全体集計・分析結果	8
(2) グループ別集計・分析結果	12
3. テーマ設問	
「学部学生が利用した学内貸与奨学金の回収について」集計結果	18

【付録】

平成19年度奨学金等調査（平成18年度実績）実施要項	28
平成19年度奨学金等調査（平成18年度実績）調査項目一覧	32
データ設問回答調査票	33
学生委員会委員名簿・奨学金等分科会委員名簿	
社団法人日本私立大学連盟加盟大学一覧	

○ 調査結果の電子データ化について

加盟大学のデータ利活用の利便をはかるため、本連盟ホームページの加盟大学専用ページ内に開設されている「データライブラリー」に「データ設問：大学別集計総括表・回答調査票」を掲載しています（PDF形式）。

※ 「データライブラリー」を利用するにはあらかじめ利用登録が必要です。

I. 学生委員会奨学金等分科会の活動について

日本私立大学連盟（以下、「私大連盟」という。）では、「大学教育の一環としての学生に関する諸問題について調査研究を行うほか、学生にかかる諸情勢に対する具体的対応策について検討する」¹ために学生委員会を設置して種々の事業を行っている。その事業の一つとして、奨学金等調査の実施並びに外部機関との協議が挙げられている。すなわち奨学金等分科会（以下、「分科会」という。）の使命は、加盟大学の学生支援に資するため「平成19年度奨学金等調査」を実施するとともに、外部機関（日本学生支援機構等）との協議の場を持ち、国の奨学金事業の拡充改善に対して私立大学の意見を反映させる取り組みを行うことがある。

1. 日本学生支援機構との取り組み内容

独立行政法人日本学生支援機構（以下、「支援機構」という。）は、「教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他（大学等）学生の修学の援助を行い、……、我が国の大學生等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的」³として創設された独立行政法人である。支援機構は奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業を行っており、歴史的には文部科学省、日本育英会、日本国際教育協会、内外学生センター、国際学友会などが行う諸事業を統廃合して設立されたものである。

支援機構が行う最も主要な学生支援事業は第一種及び第二種奨学金事業である。これは日本育英会奨学金を引き継いだものであり、平成19年度の事業計画では、大学学部学生に対する第一種奨学金が貸与人員247,681人・貸与金額1,580億3百万円、大学学部及び短期大学学生に対する第二種奨学金では貸与人員531,828人・貸与金額4,263億59百万円と極めて巨額である⁴。

支援機構の行う奨学金事業は、国公私立のすべての大学の学生が奨学生として採用されるのであるが、説明会の開催、申込、選考、提出書類の受け渡し、適格認定、借用証書や返還誓約書の提出まで、すべての過程で学校が関与するシステムとなっている。すなわち支援機構は大学と協力しながら、より実情に即していえば、各大学の懸命の努力によって、この事業を行っているというのが実情である。また多くの私立大学では大学独自の奨学金制度を設けていることが通例であり、申込手続きを合理化するために大学独自の奨学金と支援機構奨学金とは同時に募集し、選考していることが多い。奨学金事業は金銭に関わることであるので、公平かつ公正に執行しなければならないことはいうまでもない。またどこの大学でも新年度など特定の時期には新規申込が殺到して書類が錯綜する。限られた時間内の適正に処理するためには、処理を簡素化することが是非と

¹ 社団法人日本私立大学連盟平成19年度事業計画 p.1

² *ibid* p.2

³ 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年6月18日法律第94号） 第1条

⁴ JASSO日本学生支援機構2007概要 p.8

も必要である。

さらに支援機構が行う奨学金事業は、国が行う直接の奨学事業であることが非常に重要な。すなわち奨学金事業は国の高等教育に対する政策と位置づけられるのである。このような観点から、国の奨学事業政策に対して直接関与する当事者として私立大学の主張を行うためにも、支援機構に対して一定の働きかけをすることは意義深いものであると考えている。

平成19年度には、分科会は支援機構と2回の懇談会を実施した。私大連盟と支援機構の懇談会は、本年度で5年目となり通算10回の懇談会を開催している⁶。懇談会における分科会の要望事項として一貫していることは、奨学金に関する「手続きの簡素化」である。平成19年度第1回懇談会（平成19年6月19日開催）では、私大連盟から各大学の担当者から強い要望のあった事項をピックアップして改善要望事項一覧表を作成して支援機構に対して希望を伝えた。第2回懇談会（平成19年12月18日開催）では、学生の視点から見た奨学金手続きに関する要望と将来の奨学金手続きのIT化に関して私立大学の現状を伝えて支援機構のIT化に対する将来動向を質した。

支援機構との懇談会は回を重ねるごとに信頼関係が醸成されてきたように感じる。今後は、懇談テーマを手続き面や短期的な政策に偏ることなく、国の奨学事業に関する長期的な政策や教育行政にも広げていきたいと考えている。

2. 平成19年度奨学金等調査を実施して

分科会のもう一つのミッションは奨学金等調査を行うことである。

すなわち、加盟大学の奨学金制度を網羅した数量的なデータを正確に収集することは非常に難しいことである。かつて私大連盟では奨学金等調査は調査委員会が担当し、多くの時間をかけ、大部の報告書を作成していた。しかしながら、その調査は精緻性を重視していたために、調査に回答することに大変時間がかかるとともに、報告書も詳細に過ぎるくらいがあった。

昨年度から分科会が奨学金等調査を担当することとなり、調査項目等を抜本的に見直すとともに報告書も一新した。調査を見直す際に最も重視したポイントは、調査結果の利用を促進することである。例えば、加盟大学が新たな奨学金制度の設計を行うにあたり、第一に手がけることは他大学における奨学金制度の調査であろう。そのような場合に加盟大学の奨学金制度のディレクトリが存在し、数量的なデータと簡単な分析結果が掲載されていれば非常に幸便である。テーマ設問と呼んでいる特定テーマに関するトピックス的調査も使いやすさを重視した結果である。

平成19年度の奨学金等調査は、新様式に変更して2年度目である。本調査が、データの正確性を向上させ、使いやすい私大連盟加盟大学の奨学金制度のハンドブックになるべき努力を重ねたいと考えている。

⁶ 懇談会は、平成15年度及び16年度は支援機構と私大連盟学生委員会奨学金分科会が行った。平成17年度に同分科会は奨学金等分科会に改組された。

Ⅱ. 国の奨学事業への提言

1. 考察

近年、大学への進学率が向上した結果、18歳人口の減少や他の校種の在籍者数の減少にもかかわらず、大学学部の在籍者数は増加の一歩をたどっている⁶。このように大学学部の学生が増加した結果、その家庭の家計状況が低下しているといわれる。

支援機構が行った平成16年度学生生活調査によれば、支援機構奨学金受給者の家庭総所得別の比率は、第一種奨学金受給者では家庭年間所得総額⁷800万円未満が59.9%、第二種奨学金受給者では37.7%、非受給者では67.3%とされている⁸。それに対して大学の授業料は、国公立大学では費用省令⁹で定める標準額は535,800円であるのに対し、私立大学では平成18年度の学生納付金等調査による平均値は836,297円とされている¹⁰。このことは、経済的な支援を必要とする学生が非常に多いことを示している。

ここで奨学事業の本質を考えてみよう。奨学事業とは、教育の機会均等に寄与するために学資の援助等、学生の修学上の援助を行って経済的に支援することであると考えることが適当である。その具体的な方法論は奨学金の給費や貸与、授業料の減免、学内JOBの提供等であり、学生の経済的な負担の低減である。

ここで重視すべきは、奨学という概念は、一般には経済支援を意味し、優れた能力を有する学生の能力をさらに向上せしめる育英という概念とは少しく異なっていることである。すなわち、奨学金は経済的支援の軸に依存すべきか、学力等の能力の軸に依拠すべきかという問題である。現実を見てみると、支援機構の奨学金（特に第二種奨学金）は経済的支援に重きを置いているようであり、私立大学の学内奨学金では、育英に機軸を置くように制度設計がなされている場合と奨学に軸足を置いている場合の両方がある。

そもそも教育の機会均等はもっぱら国が行うべき政策である。もちろん私立大学は建学の精神に則り創立したものであり、各大学は自らの教育理念に基づいて教育研究を遂行しているのである。それが国民の教育の機会均等に資することは有用なことではあるが、必ずしも私立大学としての理念目的にかなったものとはいえないであろう。そのため国は、一般会計から支援機構に拠出するとともに財政投融資から巨額の資金を出し、支援機構が巨額の事業を遂行しているのである。

⁶ 学校基本調査（指定統計第13号）、平成19年度学校基本調査速報参考図表、在籍者数の推移、文部科学省（http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/07073002/002/sanzu02.pdf）

⁷ ここでいう所得金額は、給与所得者の収入金額と考えるべきであり所得税法上の所得金額ではない。

⁸ 浦田広朗、「奨学金と大学生の経済生活」、『大学と学生』、第47号（平成19年11月）、日本学生支援機構、p.22～p.29 表2

⁹ 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年3月31日・文部科学省令第16号）

¹⁰ 第8回教育再生会議第三分科会（平成19年4月13日）、参考資料3、奨学金制度及び留学生等関連資料（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku/3bunka/dai8/sankou3.pdf>）

国公立大学では授業料は理系学部・文系学部とも一律であるのに対し、私立大学では理系学部は文系学部を大きく凌駕するのが普通である。また、私立大学では授業料の他に、施設費等の名称で授業料と同時に徴収する費用が存在する。消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）別表第1第11号に定める施設設備費その他の政令で定める料金がそれである。さらに、多くの私立大学の理系学部では実験実習費等の名称で別途の費用負担がある。これらを加算して入学金を除く学費により比較すると、国公立大学に対する私立大学の学生負担金額の比率は、文系学部でも170%程度、理系学部では250%程度となると思われる。

そのような努力にも拘わらず、経済的支援は未だ十分とはいえない。本報告書の調査結果から、連盟加盟校の123大学は奨学的奨学金（分類A～C）を、大学学部学生11,058人に27億2899万7千円給費するとともに、8,365人の学部学生に38億5228万8千円貸与しているのである。これは学力や学術・文化・スポーツ能力の優秀学生に対する育英型奨学金（分類D～F）と比べて相当の金額にあたり、学校法人の負担能力としては限界に達していると思われる。

以上の認識のもと、昨年度の本報告書では、奨学的奨学金は国の制度に任せ、私立大学の学内奨学金は育英的奨学金に軸足を移すべきであると主張した。

2. 提言

本稿では、具体的な政策提言を行いたい。

すなわち、国の奨学事業としては、「奨学金と教育ローンについてその役割分担をはかるべきである」という主張である。

[理由]

支援機構の奨学金貸与事業では、奨学生の選考は校長の推薦を受けた申込者について選考のうえ採否を決定される。選考は人物・健康・学力・家計について基準に照らして行い、予算の範囲内で採用される。かかる選考では、人物・健康の基準は実質的に機能せず、もっぱら学力・家計の二つの基準によって選考が行われる。

大学学部における奨学生の選考では、学力については予約採用では高等学校における成績、在学採用においてはそれに入学試験の成績を加えて選考される。

現行の奨学生選考ルールは、学力よりも家計基準が重視される傾向にある。特に第二種奨学金ではそうである。

このような経済支援を主たる目的とするような奨学金貸与事業は教育ローンによる方がふさわしい。

奨学金は「成績優秀で社会に貢献する有為な人材の能力をさらに高める」ことを目的とし、教育ローンは「教育の機会均等を目指して、経済的な事由により高等教育を受けることができない人材に対して教育の機会を与える」ことを目的として事業を行うように切り分けることである。

また奨学金事業にも競争原理を取り入れるべきであり、そのためには入学時の選考基準としてセンター試験成績等を積極的に取り入れることも考慮すべきである。

[具体的に検討すべき事項]

- 大学入学から2年次までの期間（概ね未成年者に該当する）は（有利子の）教育ローンによって家計の教育費支出を支援し、3年次以降は大学の成績優秀者を選考し（無利子の）奨学金を貸与する方法が望ましい。
- 国民生活金融公庫が行う教育資金貸付事業（以下、「教育ローン」という。）は、支援機構の奨学金貸与事業とともに、国の行う経済支援策であるが、両者は並立的に行われているのが現状である¹¹。
- 支援機構の行う奨学金事業と教育ローンを有機的に結合した、新たな経済支援制度を設けることが望ましい。

すなわち

- 奨学金と教育ローンでは、現行では支給方法、金利、被貸与者等に違いが見られる。奨学金と教育ローンの長所を併せ持った制度設計が望まれる。

奨学金制度としては

- 第一種奨学金については学力を最優先基準として選考する。大学入学時点から貸与する場合には、その選考にセンター試験の成績等を取り入れることを検討すべきである。
- 卒業者のうち、優秀な成績を修めた者については、貸与金額の一部または全部の返還を免除する制度を創設することを検討することが求められる。

奨学金制度とは別に

- 学内JOB制度を充実することも考慮すべきである。すなわちアメリカのワーク・スタディ・プログラムにならい、学生をスタッフとして雇用し活用する取り組みである。その労働の対価として奨学目的の報酬を学生に支払う制度を検討すべきであろう。

¹¹ 国民生活金融公庫の平成18年度業務報告書によれば、教育ローンの平成18年度の貸与件数は15万5千件、貸与金額は2,011億円である。平成19年3月31日時点における貸付状況は、貸与件数は117万9千件、貸与金額は1兆753億円である。http://www.kokukin.go.jp/pfcj/pdf/operating_report2006.pdf

【参考】

日本学生支援機構奨学金貸付事業と国民生活金融公庫教育資金貸付事業の比較表

区分		独立行政法人日本学生支援機構奨学金事業			国民生活金融公庫教育貸付事業 (国の教育ローン)		
		無利子貸与	有利子貸与				
事業規模		貸与人員342,828人（内新規99,671人）貸与金額2488億71百万円 （内大学学部は、貸与人員247,681人、内新規64,740人、貸与金額1580億3百万円）			貸与人員676,084人（内新規218,289人）貸与金額5726億64百万円 （内大学学部・短大は、貸与人員531,828人、内新規152,125人、貸与金額4263億59百万円）		
貸与基準	学力		(1年次) 高校成績が3.5以上 (2年次以上) 大学成績が学部内において1/3以内	①高校成績または大学成績等が平均水準以上と認められる者 ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる者 ③学修に意欲があり、学業を確実に終了できる見込みがあると認められる者	規定なし		
	家計	国公立	(4人世帯・自宅通学・給与所得者) 951万円以下	(4人世帯・自宅通学・給与所得者) 1,292万円以下	平成20年10月以降 (給与所得者) 子供の数が2人の場合、年間収入が790万円以下（子供の数が1人増すごとに、100万円を加算する）		
貸与額 (年額)		私立	(4人世帯・自宅通学・給与所得者) 998万円以下	(4人世帯・自宅通学・給与所得者) 1,344万円以下			
大学	国公立	(自宅) 540,000円 (自宅外) 612,000円	貸与月額を、3万、5万、8万、10万円のうちから学生が選択				
	私立	(自宅) 648,000円 (自宅外) 768,000円					
貸与率	大学院	修士課程	1,056,000円	貸与月額を、5万、8万、10万、13万円のうちから学生が選択			
		博士課程	1,464,000円				
貸与率	大学		9.2%（新規採用は、約6万人）	19.7%（新規採用は、約14万人）	大学分は、全体の45.3%で平均融資金額は139万円である（貸与件数は、約7万件で1,000億円程度と推定される） 平成18年度の新規貸与件数は15万5千件、貸与金額は2,011億円		
	大学計		28.9%（新規採用は、約20万人に約1500億円を貸与）		(貸与対象は、①大学、大学院（専門職大学院を含む）、短期大学 ②高等学校、高等専門学校 ③専修学校、各種学校、予備校、経理学校、デザイン学校など ④特別支援学校的高等部 ⑤外国の高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院など ⑥その他職業能力開発校などの教育施設である)		
	大学院	修士課程	19.9%	16.6%			
		博士課程	47.0%	2.4%			
	大学院計		39.7%				
被貸与者（債務者）		学生			保護者等		
金利		無利子	利率固定・利率見直し方式か、基本月額・増額部分により毎月異なる 利率固定・基本月額の平成19年12月貸与分は1.6%、利率見直しでは1.0%		年2.5% (平成20年2月12日より年2.2%)		
返済期間		最長20年間			10年以内 (母子家庭等に特例がある)		
据置期間		在学期間と卒業後6ヵ月			在学期間は据置が可 (利息のみを支払)		
貸与金の使途等		規定なし			学校納付金（入学金、授業料、施設設備費など） 受験にかかる費用（受験料、受験時の交通費・宿泊費など） 住居にかかる費用（アパート・マンションの敷金・家賃など） 教科書代、教材費、パソコン購入費、通学費用、修学旅行費用、学生の国民年金保険料など ※今後1年間に必要となる費用が対象となる		
保証	保証の方法		連帯保証人+保証人		連帯保証人		
	保証機関	名称	財団法人日本国際教育支援協会		財団法人教育資金融資保証基金		
		保証料	0.693%		1.00%		
個人信用情報機関への加入			なし		全国銀行個人信用情報センターで個人信用情報が取り扱われる		

※1 この表は、第8回教育再生会議第3分科会参考資料3、日本学生支援機構2007概要、国民生活金融公庫平成18年度業務報告書から作成した

※2 日本学生支援機構奨学金データは、平成19年度予算ベースである

※3 国民生活金融公庫データは、平成18年度実績ベースである

III. 平成19年度奨学金等調査結果概要

1. 実施概要

平成19年度調査の実施にあたっては、まず、平成18年度調査の基本方針の確認を行なうことから着手した。その結果、加盟大学の作業負担、経年変化による分析の必要性等を鑑み、本年度調査は、平成18年度調査の基本方針を踏襲することとした。そのうえで、データ設問（毎年実施）とテーマ設問（各年度別テーマ）の調査内容・項目について見直し作業を行い、以下のとおり、実施した。

平成19年度奨学金等調査 実施概要

I. 名称：平成19年度奨学金等調査

II. 目的：加盟大学における奨学金等制度の実態、また、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金受給状況などを把握し、加盟各大学の学生経済援助施策の企画・立案に資するとともに、本連盟の各種事業活動に役立てる。

III. 調査対象：全加盟大学（123大学）

※平成19年度開学の大学は除く

IV. 実施期間：平成19年7月31日（火）～8月24日（金）

V. 回答方法：「インターネット調査」形式

VI. 調査項目・内容

1. データ設問（毎年継続）

- (1) 学内奨学金制度（学部学生）
- (2) 学内奨学金制度（大学院学生）
- (3) 学内給費奨学金制度（受入れ留学生）
- (4) 日本学生支援機構奨学金に関する調査

2. テーマ設問（毎年度見直し）

学部学生が利用した学内貸与奨学金の回収について

2. データ設問

(1) 全体集計・分析結果

大学名	123大学
-----	-------

【学生数】平成18年5月1日現在

		学部	大学院
学生総数		905,573	57,236
うち留学生	交換留学生	1,792	162
	国費留学生	50	651
	私費留学生	16,006	4,992
計		17,848	5,805

【人数単位:人】

【金額単位:千円】

I 学内奨学金支給実績総括表

	学内奨学金制度	学部学生				大学院学生			
		給費		貸与		給費		貸与	
		人数	給費額	人数	貸与額	人数	給費額	人数	貸与額
学部学生	A合計(経済支援)	10,592	2,557,253	7,136	3,766,235	2,129	803,741	1,340	1,025,567
	B合計(家計急変・災害援助)	461	170,744	108	54,567	4	916	2	510
	C合計(一時《短期》貸付金等)	5	1,000	1,121	31,486	0	0	19	399
	D合計(学業成績優秀者)	9,834	3,442,597	97	69,350	5,430	2,074,221	37	16,990
	E合計(特定試験・特定研修・学術褒章・教育奨励)	1,197	161,332	18	2,790	643	66,341	0	0
	F合計(スポーツ・文化・ボランティア活動優秀者)	2,276	1,142,506	0	0	29	4,515	0	0
	G合計(入試成績優秀者)	2,765	1,580,124	0	0	1,639	954,603	0	0
	H合計(派遣留学生)	3,242	682,270	61	28,000	82	23,256	2	500
受入れ留学生	I合計(その他)	2,872	887,900	308	136,380	2,253	438,437	163	140,520
	J合計(受け入れ留学生授業料減免)	14,315	4,621,703			3,399	929,087		
	K合計(受け入れ留学生)	3,480	1,062,968			1,068	462,151		
	L合計(その他)	356	118,020			111	55,191		

II 日本学生支援機構奨学金総括表

①平成17年度新規採用実績

学 部		
制度	採用の種類	新規採用件数
第一種	定期(予約採用)	5,516
	定期(在学採用)	13,468
	定期外(緊急採用)	361
	第一種計	19,345
第二種	定期(予約採用)	17,390
	定期(在学採用)	31,958
	定期外(応急採用)	525
	第二種計	49,873
総件数		69,218
(入学時特別増額)		4,852

②奨学生総件数(新規及び継続合計)

制度	学部	大学院
第一種	69,903	12,589
第二種	145,914	5,012
計	215,817	17,601

大 学 院		
制度	採用の種類	合 計
第一種	定期	5,748
	定期外(緊急採用)	25
	第一種計	5,773
第二種	定期	2,777
	定期外(応急採用)	25
	第二種計	2,802
	総件数	8,575
	(入学時特別増額)	425

① 調査対象123大学の集計・分析結果（全体）

- 給費奨学金については、人数・給費額いずれについても学部学生・大学院学生とともに「経済支援（分類A）」と「学業成績優秀者（分類D）」が突出している。
- 貸与奨学金については、人数・貸与額いずれについても学部学生・大学院学生とともに「経済支援（分類A）」が突出している。

② 調査対象123大学の集計・分析結果（分類別）

- 「経済支援（分類A）」について、学部・大学院それぞれの給費・貸与の一人当たりの平均年額は、以下のとおりで、学部学生・大学院学生ともに一人当たりの貸与額は給費額の約2倍となっている。

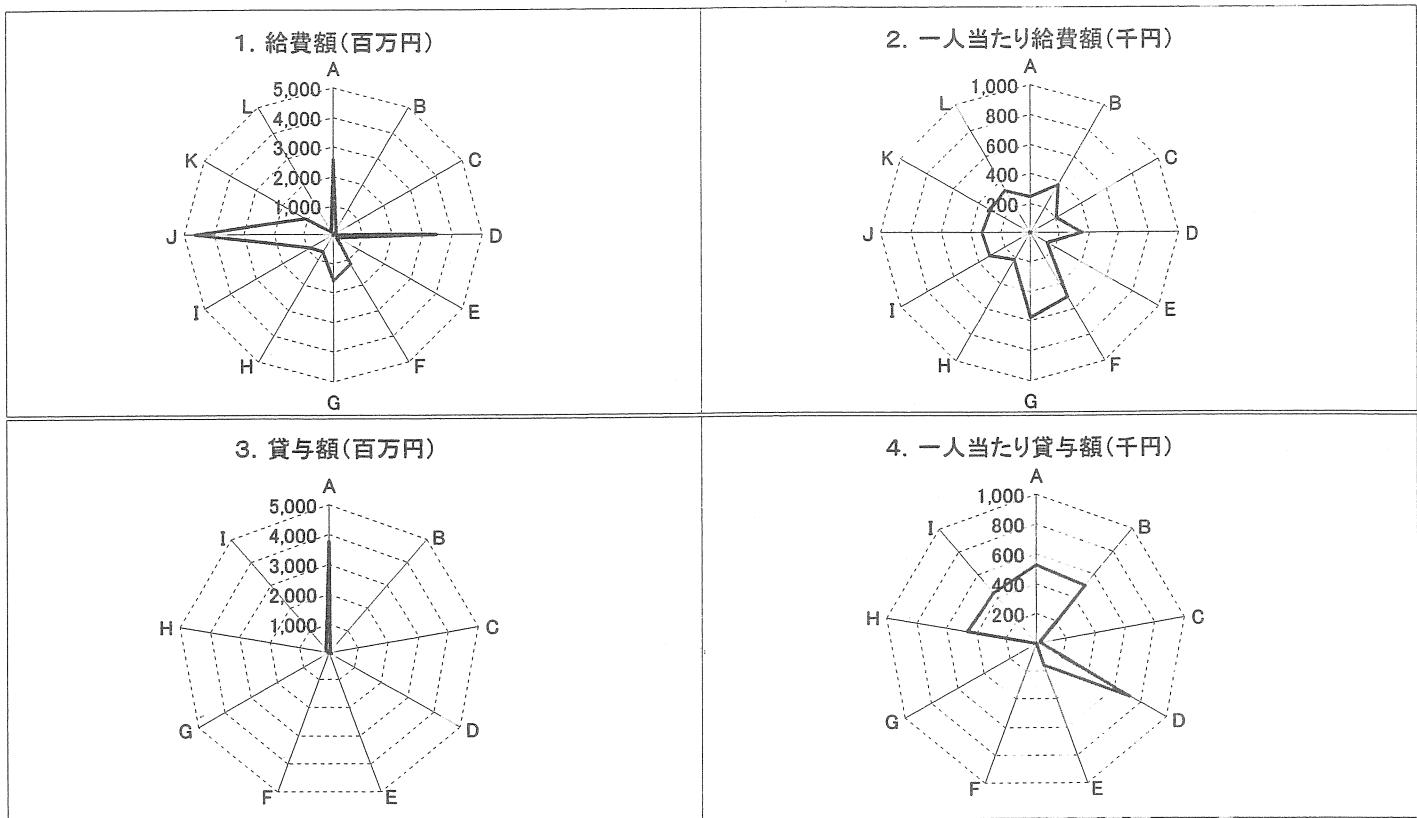
	給費	貸与
学部学生	24万円	53万円
大学院学生	38万円	77万円

- 「家計急変・災害援助（分類B）」、「一時《短期》貸付金等（分類C）」は、いずれも事由が発生したことにより運用される奨学金制度である。学部学生については給費・貸与ともある程度の実績が認められるが、大学院学生については給費・貸与ともほとんど実績は認められない。
- 「学業成績優秀者（分類D）」の学部・大学院それぞれの給費・貸与の一人当たりの平均年額は以下のとおりで、給費額は学部学生と大学院学生にあまり大きな違いは無いが、貸与額は学部学生と大学院学生で約2倍の開きがある。また、大学院学生については、給費額と貸与額にあまり大きな違いは無い。

	給費	貸与
学部学生	35万円	71万円
大学院学生	38万円	46万円

- 「特定試験・特定研修・学術褒章・教育奨励（分類E）」においては、学部学生のごく一部で貸与奨学金制度が運用されているが、ほとんどは給費奨学金制度となっている。一人当たりの平均給費額は、学部学生では13万円、大学院学生では10万円となっている。
- 「スポーツ・文化・ボランティア活動優秀者（分類F）」は、給費奨学金制度のみとなっており、一人当たりの平均給費額は、学部学生では50万円、大学院学生では15万円となっている。
- 「入試成績優秀者（分類G）」は、給費奨学金制度のみとなっており、一人当たりの平均給費額は、学部学生では57万円、大学院学生では58万円となっている。
- 「派遣留学生（分類H）」は、学部学生・大学院学生ともごく一部で貸与奨学金制度として運用されているが、ほとんどは給費奨学金制度となっている。一人当たりの平均給費額は、学部学生では21万円、大学院学生では28万円となっている。

学内奨学生レーダーチャート（学部学生対象）



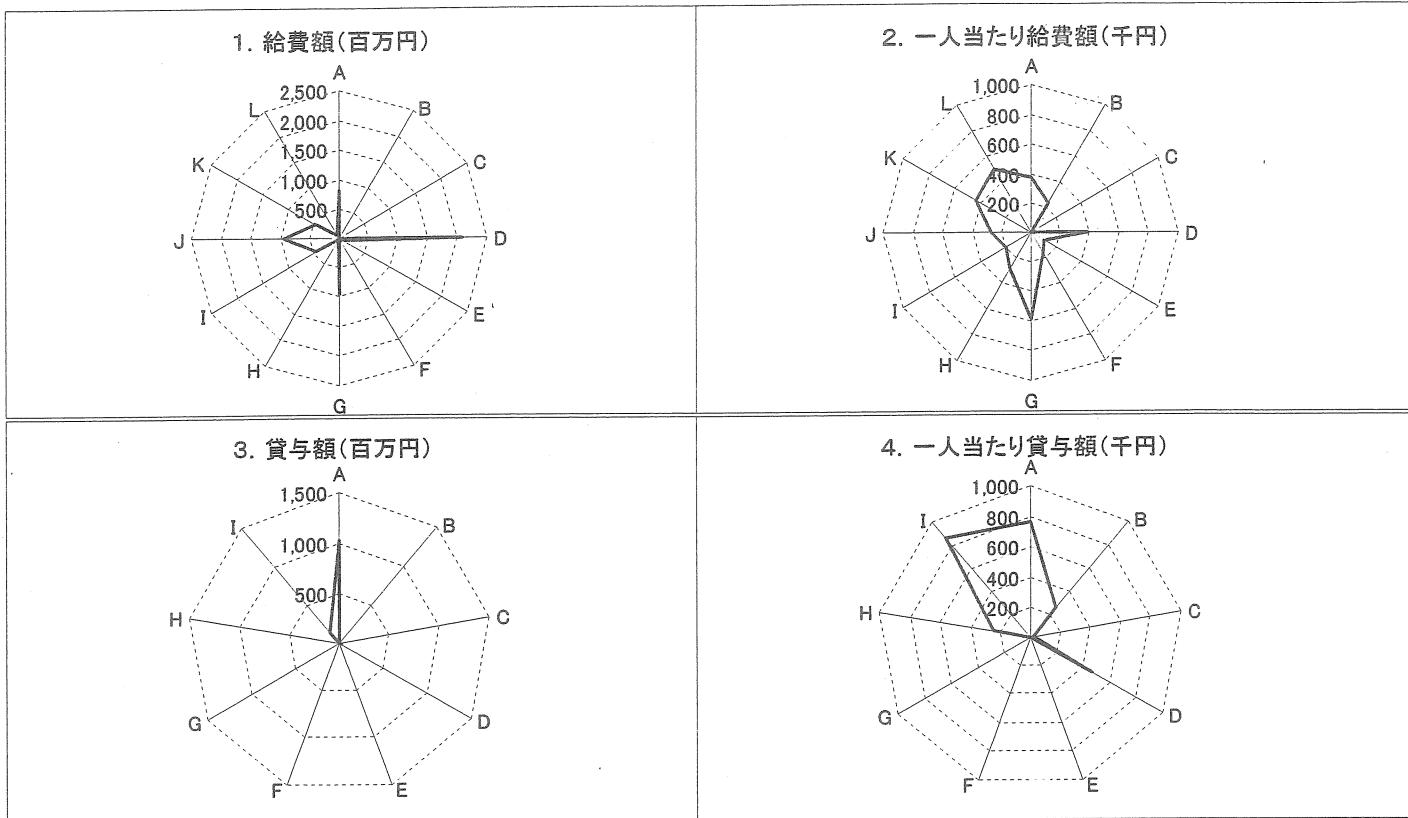
学内奨学生制度（分類区分）

- | | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------|
| A. 経済支援 | F. スポーツ・文化・
ボランティア活動優秀者 | J. 受入れ留学生授業料減免 |
| B. 家計急変・災害援助 | G. 入試成績優秀者 | K. 受入れ留学生 |
| C. 一時《短期》貸付金 | H. 派遣留学生 | L. その他 |
| D. 学業成績優秀者 | I. その他 | |
| E. 特定試験・特定研修・
学術褒章・教育奨励 | | |

③ 調査対象123大学の集計・分析結果（学部学生）

- 給費額は、「経済支援（分類A）」、「学業成績優秀者（分類D）」、「受入れ留学生授業料減免（分類J）」に偏っている。とりわけ、「受入れ留学生授業料減免（分類J）」が際立っており、各大学が留学生への給費による経済支援に力を入れており、それを授業料減免という方法で実施している実態がうかがえる。
- 前述のとおり、給費額には極端な偏りが見られるが、一人当たり給費額は、ほぼ各奨学生制度とも平均的である。つまり、給費額が偏っている「経済支援（分類A）」、「学業成績優秀者（分類D）」、「受入れ留学生授業料減免（分類J）」については、多くの学生に奨学生を給費したいとの意図がうかがえる。
- 貸与額は、「経済支援（分類A）」にほぼ特化されている。つまり、経済的に困窮している学生には、給費・貸与を問わず、学生生活において必要な資金をまずもって整えることが必要であり、それを大学が支援している実態がうかがえる。
- 前述のとおり、貸与額には極端な偏りが見られるが、一人当たり貸与額は「経済支援（分類A）」、「家計急変・災害援助（分類B）」、「学業成績優秀者（分類D）」、「派遣留学生（分類H）」、「その他（分類I）」とも、ほぼ同程度となっている。
- 「スポーツ・文化・ボランティア活動優秀者（分類F）」、「入試成績優秀者（分類G）」には貸与制度が実施されていない実態がうかがえる。

学内奨学生金レーダーチャート（大学院学生対象）



学内奨学生制度（分類区分）

- | | | |
|------------------------|------------------------|----------------|
| A. 経済支援 | F. スポーツ・文化・ボランティア活動優秀者 | J. 受入れ留学生授業料減免 |
| B. 家計急変・災害援助 | G. 入試成績優秀者 | K. 受入れ留学生 |
| C. 一時《短期》貸付金 | H. 派遣留学生 | L. その他 |
| D. 学業成績優秀者 | I. その他 | |
| E. 特定試験・特定研修・学術褒章・教育奨励 | | |

④ 調査対象123大学の集計・分析結果（大学院学生）

- 給費額は、「学業成績優秀者（分類D）」にほぼ特化されている。
- 一人当たり給費額は、ほぼ各奨学生制度とも平均的である。つまり給費額が偏っている「学業成績優秀者（分類D）」については、多くの学生に奨学生金を給費したいとの意図がうかがえる。
- 貸与額は、「経済支援（分類A）」にほぼ特化されている。この傾向は学部学生の場合と同様である。
- 前述のとおり、貸与額は、「経済支援（分類A）」にほぼ特化されており、学部学生の場合と同様の傾向がうかがえるが、学部学生に比べて一人当たり貸与額は大幅に上回っている。
- 学部学生に比べて「家計急変・災害援助（分類B）」、「学業成績優秀者（分類D）」、「派遣留学生（分類H）」の一人当たり貸与額は少額であることから、学部学生に比べて、更に、貸与奨学生制度を「経済支援（分類A）」に特化している実態がうかがえる。

(2) グループ別集計・分析結果

① グループ1（学部学生数1万人以上、27大学）の集計・分析結果

大学名	学部学生数1万人以上の27大学
-----	-----------------

【学生数】平成18年5月1日現在

		学部	大学院
学生総数		588,114	44,706
うち留学生	交換留学生	1,026	118
	国費留学生	17	523
	私費留学生	7,748	3,381
計		8,791	4,022

【人数単位:人】

【金額単位:千円】

I 学内奨学金支給実績総括表

学部学生 ・ 大 学 院 学 生	学内奨学金制度	学部学生				大学院学生			
		給費		貸与		給費		貸与	
		人数	給費額	人数	貸与額	人数	給費額	人数	貸与額
A合計(経済支援)		7,917	1,911,390	5,243	2,595,333	1,778	698,630	959	675,967
B合計(家計急変・災害援助)		302	112,639	39	19,806	4	916	0	0
C合計(一時《短期》貸付金等)		5	1,000	933	24,279	0	0	11	186
D合計(学業成績優秀者)		6,480	2,555,526	0	0	4,355	1,585,624	23	8,740
E合計(特定試験・特定研修・学術褒章・教育奨励)		561	99,395	0	0	578	60,764	0	0
F合計(スポーツ・文化・ボランティア活動優秀者)		1,256	697,216	0	0	24	3,670	0	0
G合計(入試成績優秀者)		1,736	997,939	0	0	1,332	808,266	0	0
H合計(派遣留学生)		2,442	458,182	25	8,400	54	16,435	0	0
I合計(その他)		1,637	477,988	188	65,470	2,123	407,601	77	51,360
J合計(受け入れ留学生授業料減免)		6,545	1,517,363			1,977	451,768		
K合計(受け入れ留学生)		1,595	506,240			652	297,394		
L合計(その他)		209	96,950			75	42,056		

II 日本学生支援機構奨学金総括表

① 平成17年度新規採用実績

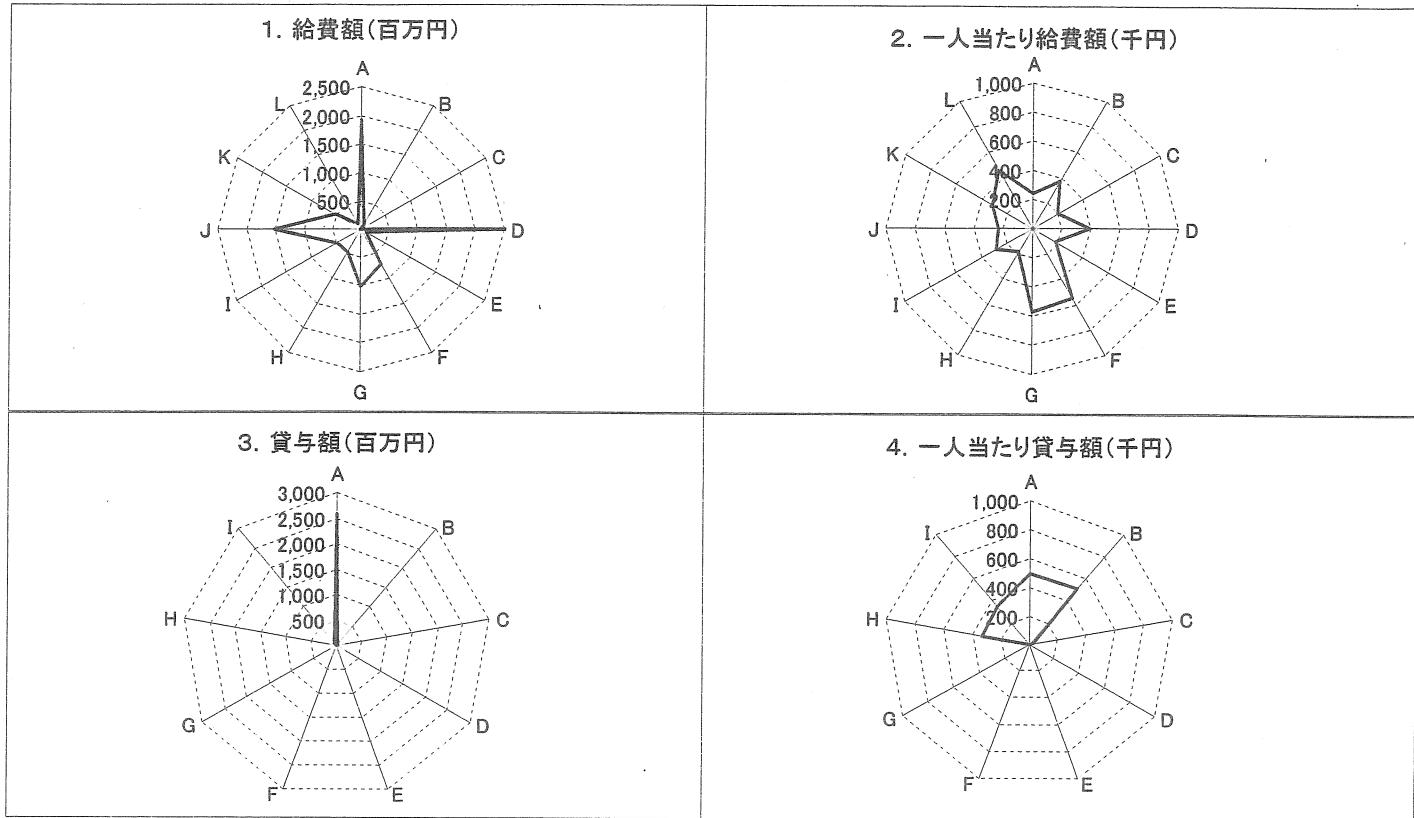
学 部		
制度	採用の種類	新規採用件数
第一種	定期(予約採用)	3,413
	定期(在学採用)	8,905
	定期外(緊急採用)	209
	第一種計	12,527
第二種	定期(予約採用)	10,205
	定期(在学採用)	20,854
	定期外(応急採用)	296
	第二種計	31,355
総件数		43,882
(入学時特別増額)		2,824

大 学 院		
制度	採用の種類	合 計
第一種	定期	4,884
	定期外(緊急採用)	14
	第一種計	4,898
第二種	定期	2,283
	定期外(応急採用)	17
	第二種計	2,300
	総件数	7,198
	(入学時特別増額)	341

② 奨学生総件数(新規及び継続合計)

制度	学部	大学院
第一種	45,864	10,446
第二種	91,662	3,927
計	137,526	14,373

グループ1 学内奨学金レーダーチャート（学部学生対象）



学内奨学金制度（分類区分）

- | | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------|
| A. 経済支援 | F. スポーツ・文化・
ボランティア活動優秀者 | J. 受入れ留学生授業料減免 |
| B. 家計急変・災害援助 | G. 入試成績優秀者 | K. 受入れ留学生 |
| C. 一時《短期》貸付金 | H. 派遣留学生 | L. その他 |
| D. 学業成績優秀者 | I. その他 | |
| E. 特定試験・特定研修・
学術褒章・教育奨励 | | |

グループ1の集計・分析結果（学部学生）

グループ1は学部学生数が、1万人以上である27大学が属し、学部学生数は588,114人に達する。これは、調査対象123大学の64.9%を占める。

- 全体的な傾向は、調査対象123大学の全体集計の傾向と大差ない。これは調査対象123大学の学内奨学金総額205億1722万5千円のなかで、121億4511万6千円と59.2%を占めるゆえである。しかし、学生数の割合から考えると、さらなる奨学金制度の充実が望まれる。
- 給費奨学金は、調査対象123大学の総額164億2841万7千円のなかで、94億3182万8千円で57.4%を占めるが、貸与奨学金は同総額40億8880万8千円のなかで、27億1328万8千円で66.4%を占めるので、今後給費奨学金のさらなる充実が望まれる。
- 給費奨学金をみると、グループ1の「経済支援（分類A）」奨学金総額19億1139万円は、調査対象123大学の「経済支援（分類A）」奨学金総額25億5725万3千円のなかで74.7%を占め、また同様に、「学業成績優秀者（分類D）」奨学金総額25億5552万6千円は、調査対象123大学の「学業成績優秀者（分類D）」奨学金総額34億4259万7千円のなかで74.2%を占めていることから、人數・給費額ともにその充実ぶりがうかがえる。
- 貸与奨学金をみると、グループ1の総額27億1328万8千円のなかで、「経済支援（分類A）」の奨学金が25億9533万3千円で95.7%を占め、全体集計と同様に突出している。
- 「学業成績優秀者（分類D）」、「スポーツ・文化・ボランティア活動優秀者（分類F）」、「入試成績優秀者（分類G）」等の育英型奨学金は、全ての大学において給費奨学金で対応していることがわかる。いくつかの大学では、自己研鑽やインターンシップを支援する奨学金が存在することからも、優秀で積極的な学生の育英を目指そうとする大学の方針がうかがえる。

②グループ2（学部学生数4千人以上1万人未満、33大学）の集計・分析結果

大学名	学部学生数4千人以上1万人未満の33大学
-----	----------------------

【人数単位:人】

【学生数】平成18年5月1日現在

【金額単位:千円】

	学部	大学院
学生総数	207,897	8,393
うち留学生	交換留学生	386
	国費留学生	27
	私費留学生	5,432
	計	5,845
		1,219

I 学内奨学金支給実績総括表

学部学生 ・ 大学院学生 ・ 受入れ留学生	学内奨学金制度	学部学生				大学院学生			
		給費		貸与		給費		貸与	
		人数	給費額	人数	貸与額	人数	給費額	人数	貸与額
A合計(経済支援)		1,516	398,755	1,187	704,913	211	65,018	314	300,487
B合計(家計急変・災害援助)		88	35,126	23	13,660	0	0	2	510
C合計(一時《短期》貸付金等)		0	0	92	3,482	0	0	0	0
D合計(学業成績優秀者)		2,092	478,693	84	59,310	803	343,956	14	8,250
E合計(特定試験・特定研修・学術褒章・教育奨励)		211	14,942	4	1,138	48	3,727	0	0
F合計(スポーツ・文化・ボランティア活動優秀者)		293	83,380	0	0	3	645	0	0
G合計(入試成績優秀者)		657	342,965	0	0	249	121,412	0	0
H合計(派遣留学生)		505	134,215	18	14,300	22	5,621	0	0
I合計(その他)		590	207,329	72	21,450	81	18,571	86	89,160
J合計(受入れ留学生授業料減免)		4,957	2,119,237			1,176	349,112		
K合計(受入れ留学生)		820	247,976			326	129,375		
L合計(その他)		144	18,460			10	2,880		

II 日本学生支援機構奨学金総括表

①平成17年度新規採用実績

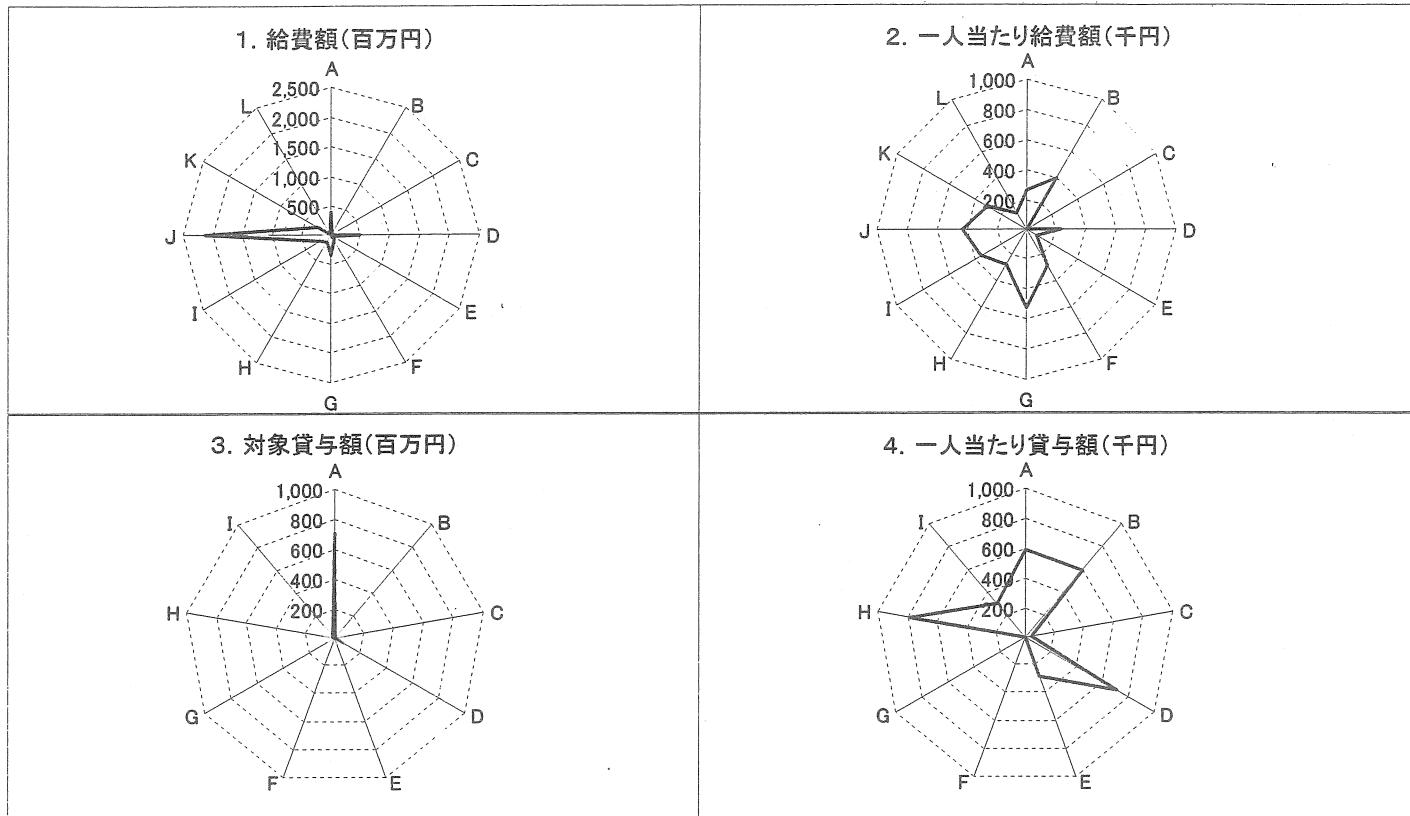
学 部		
制度	採用の種類	新規採用件数
第一種	定期(予約採用)	1,406
	定期(在学採用)	3,005
	定期外(緊急採用)	98
	第一種計	4,509
第二種	定期(予約採用)	4,663
	定期(在学採用)	7,632
	定期外(応急採用)	141
	第二種計	12,436
総件数		16,945
(入学時特別増額)		1,259

②奨学生総件数(新規及び継続合計)

大 学 院		
制度	採用の種類	合 計
第一種	定期	663
	定期外(緊急採用)	8
	第一種計	671
第二種	定期	384
	定期外(応急採用)	7
	第二種計	391
	総件数	1062
(入学時特別増額)		72

制度	学部	大学院
第一種	15,918	1,623
第二種	36,609	878
計	52,527	2,501

グループ2 学内奨学金レーダーチャート（学部学生対象）



学内奨学金制度（分類区分）

- | | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------|
| A. 経済支援 | F. スポーツ・文化・
ボランティア活動優秀者 | J. 受入れ留学生授業料減免 |
| B. 家計急変・災害援助 | G. 入試成績優秀者 | K. 受入れ留学生 |
| C. 一時《短期》貸付金 | H. 派遣留学生 | L. その他 |
| D. 学業成績優秀者 | I. その他 | |
| E. 特定試験・特定研修・
学術褒章・教育奨励 | | |

グループ2の集計・分析結果（学部学生）

グループ2は学部学生数が、4千人以上1万人未満である大学33大学が属し、学部学生数は207,897人に達する。これは、調査対象123大学の23.0%を占める。

- 給費奨学金は、調査対象123大学の総額164億2841万7千円のなかで、40億8107万8千円で24.8%を占めるが、貸与奨学金は同総額40億8880万8千円のなかで、8億1825万3千円で20.0%を占めるので、どちらかと言えば給費奨学金制度が充実している。
- 給費奨学金をみると、グループ2の総額40億8107万8千円のなかで、「受入れ留学生授業料減免（分類J）」の適用が21億1923万7千円で51.9%を占め、この突出した結果から、三つのグループのなかで最も積極的な授業料減免を行っていることがうかがえる。
- 貸与奨学金をみると、グループ2の総額8億1825万3千円のなかで、「経済支援（分類A）」の奨学金が7億491万3千円で86.1%を占め、全体集計、グループ1と同様に突出している。また、「学業成績優秀者（分類D）」と「特定試験・特定研修・学術褒章・教育奨励（分類E）」の奨学金が6044万8千円で7.4%を占め、少ないながらもこれらの育英型奨学金がグループ2の特徴となっている。
- 給費奨学金の一人当たりの給費額をみると、「入試成績優秀者（分類G）」奨学金が最も大きい。これはグループ1、グループ3にも当てはまるが、グループ2の特徴は、他の育英型の奨学金に比べて突出していることであり、学生の獲得を重視する大学の方針がうかがえる。
- 貸与奨学金の「派遣留学生（分類H）」奨学金の調査対象123大学の総額2800万円のなかで、1430万円で51.1%を占め、また一人当たりの貸与額が全体集計では45万9千円であるのに対し、79万4千円と1.73倍にあたり、派遣留学生に対する積極的な支援を行っていることがうかがえる。

③グループ3（学部学生数4千人未満、63大学）の集計・分析結果

大学名	学部学生数4千人未満の63大学
-----	-----------------

【学生数】平成18年5月1日現在

	学部	大学院
学生総数	109,562	4,137
うち留学生	交換留学生	380
	国費留学生	6
	私費留学生	2,826
	計	3,212
		564

【人数単位:人】

【金額単位:千円】

I 学内奨学生支給実績総括表

学部学生 ・ 大学院学生 ・ 受入れ留学生	学内奨学生制度	学部学生				大学院学生			
		給費		貸与		給費		貸与	
		人数	給費額	人数	貸与額	人数	給費額	人数	貸与額
A合計(経済支援)		1,159	247,108	706	465,989	140	40,093	67	49,113
B合計(家計急変・災害援助)		71	22,979	46	21,101	0	0	0	0
C合計(一時《短期》貸付金等)		0	0	96	3,725	0	0	8	213
D合計(学業成績優秀者)		1,262	408,378	13	10,040	272	144,641	0	0
E合計(特定試験・特定研修・学術褒章・教育奨励)		425	46,995	14	1,652	17	1,850	0	0
F合計(スポーツ・文化・ボランティア活動優秀者)		727	361,910	0	0	2	200	0	0
G合計(入試成績優秀者)		372	239,220	0	0	58	24,925	0	0
H合計(派遣留学生)		295	89,873	18	5,300	6	1,200	2	500
I合計(その他)		645	202,583	48	49,460	49	12,265	0	0
J合計(受入れ留学生授業料減免)		2,813	985,103			246	128,207		
K合計(受入れ留学生)		1,065	308,752			90	35,382		
L合計(その他)		3	2,610			26	10,255		

II 日本学生支援機構奨学生総括表

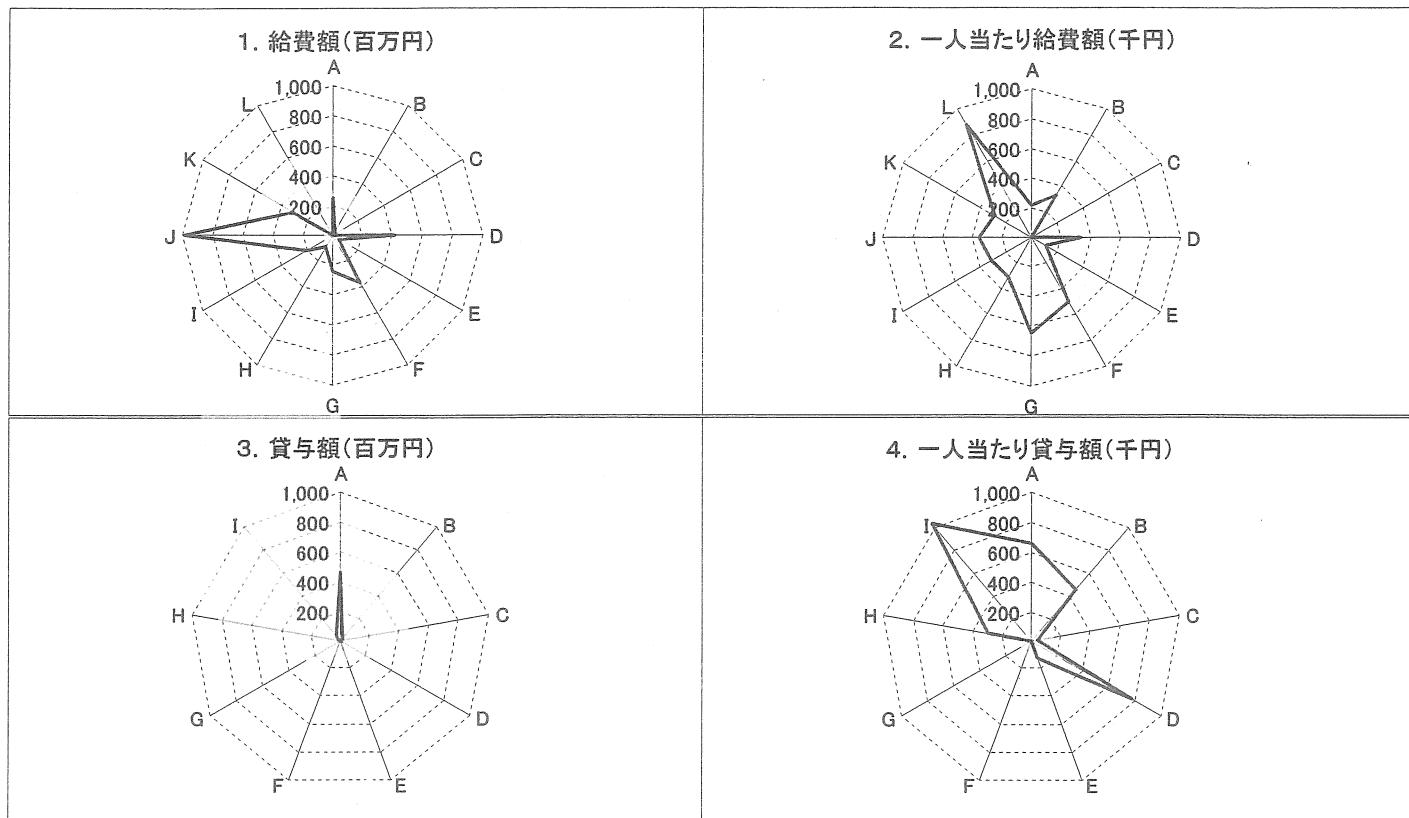
①平成17年度新規採用実績

学 部		
制度	採用の種類	新規採用件数
第一種	定期(予約採用)	697
	定期(在学採用)	1,558
	定期外(緊急採用)	54
	第一種計	2,309
第二種	定期(予約採用)	2,522
	定期(在学採用)	3,472
	定期外(応急採用)	88
	第二種計	6,082
	総件数	8,391
(入学時特別増額)		769

②奨学生総件数(新規及び継続合計)

制度	学部	大学院
第一種	8,121	520
第二種	17,643	207
計	25,764	727

グループ3 学内奨学金レーダーチャート（学部学生対象）



学内奨学金制度（分類区分）

- | | | |
|------------------------|------------------------|----------------|
| A. 経済支援 | F. スポーツ・文化・ボランティア活動優秀者 | J. 受入れ留学生授業料減免 |
| B. 家計急変・災害援助 | G. 入試成績優秀者 | K. 受入れ留学生 |
| C. 一時《短期》貸付金 | H. 派遣留学生 | L. その他 |
| D. 学業成績優秀者 | I. その他 | |
| E. 特定試験・特定研修・学術褒章・教育奨励 | | |

グループ3の集計・分析結果（学部学生）

グループ3は学部学生数が、4千人未満である63大学が属し、学部学生数は109,562人に達する。これは、調査対象123大学では、12.1%を占める。このグループには全体集計との比較のため、1大学院大学を含む。

- 給費奨学金は、調査対象123大学の総額164億2841万7千円のなかで、29億1551万1千円で17.7%を占めるが、貸与奨学金は同総額40億8880万8千円のなかで、5億5726万7千円で13.6%を占めるので、グループ2と同様にどちらかと言えば給費奨学金制度が充実している。
- 給費奨学金をみると、グループ3の総額29億1551万1千円のなかで、「受入れ留学生授業料減免（分類J）」の適用が9億8510万3千円で33.8%を占め、この結果から、グループ2と同様に「受入れ留学生授業料減免（分類J）」の適用が突出し積極的に授業料減免を行っていることがうかがえる。
- また、「学業成績優秀者（分類D）」奨学金と同程度の割合で「スポーツ・文化・ボランティア活動優秀者（分類F）」奨学金が充実しており、グループ3の特徴となっている。さらに、「自己啓発」を支援するような特徴的な奨学金制度も目立っている。
- 貸与奨学金をみると、グループ3の総額5億5726万7千円のなかで、「経済支援（分類A）」の奨学金が4億6598万9千円で83.6%を占め、全体集計、グループ1、グループ2と同様に突出している。また、「学業成績優秀者（分類D）」と「特定試験・特定研修・学術褒章・教育奨励（分類E）」の奨学金が合わせて1169万2千円で2.1%を占め、グループ2ほどの目立った特徴はないが、育英型奨学金を貸与している大学が少なからずあることがわかる。
- 給費奨学金・貸与奨学金とも最大金額300万円以上、また一人当たりの支給実績が300万円以上になる大学の数が三つのグループのなかで最も多く、学生数が少ない利点を活かした手厚い支援を行っていることがうかがえる。

3. テーマ設問

「学部学生が利用した学内貸与奨学金の回収について」集計結果

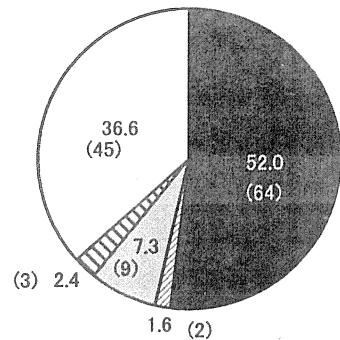
Q1 学内貸与奨学金業務の現状について

学内貸与奨学金業務については、加盟大学の53.6%が「行っている」、46.3%が「行っていない」と回答し、全体をほぼ二分していることがわかった。

特に「現在も過去も、貸与業務を行っていない」が36.6%と多く、貸与奨学金は日本学生支援機構の奨学金制度を利用し、学内奨学金は給付奨学金に特化する大学が増えてきている様子が読み取れる。

貸与業務を行っている大学は付随して回収業務も行っており、「過去に貸与業務を行っていた」関係で回収業務を行っている大学も含めると、現在、回収業務を行っている大学は73校、全体の6割近くを占めることがわかった。

■パターン① □パターン② □パターン③ □パターン④ □パターン⑤



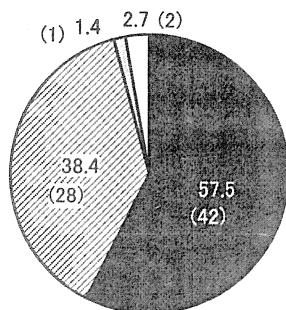
- パターン① 現在、貸与業務を行っている×現在、回収業務を行っている
- パターン② 現在、貸与業務を行っている×現在、回収業務を行っていない
- パターン③ 現在、貸与業務を行っていない(過去に貸与業務を行っていた)×現在、回収業務を行っている
- パターン④ 現在、貸与業務を行っていない(過去に貸与業務を行っていた)×現在、回収業務を行っていない
- パターン⑤ 現在も過去も、貸与業務を行っていない

Q2 主に回収を担当している部署

【Q1でパターン①または③と回答した 73 大学の内容】

回収業務の担当部署として「奨学金担当（学生支援担当部署）」をあげた大学は42校（57.5%）であった。回収業務を収納業務と位置づけて「財務担当」が行っている大学が28校（38.4%）を占めた。「総務担当」や「その他の部署」が担当している大学は僅か3校にとどまっていることがわかった。

■奨学金担当(学生部、学生センター等の学生支援担当部署)
□財務担当(財務課等の学校法人の会計業務担当部署)
□総務担当(総務課等の学校法人の総務業務担当部署)
□その他

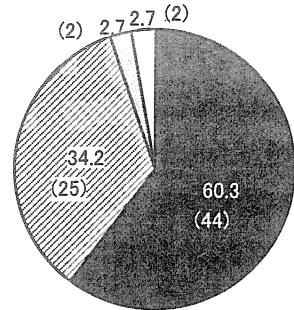


Q3 主に返還遅延者への対応を担当している部署

【Q1でパターン①または③と回答した 73 大学の内容】

返還遅延者への対応を担当している部署も「奨学生担当（学生支援担当部署）」が最も多く 44 校 (60.3%)、次いで「財務担当部署」が 25 校 (34.2%) を占め、「回収を担当している部署」と同じ傾向が読み取れる。「奨学生担当部署」か「財務担当部署」かは別にして、回収業務の担当部署が返還遅延者への対応業務も兼務するのが一般的なようである。

- 奨学生担当(学生部、学生センター等の学生支援担当部署)
- 財務担当(財務課等の学校法人の会計業務担当部署)
- 総務担当(総務課等の学校法人の総務業務担当部署)
- その他



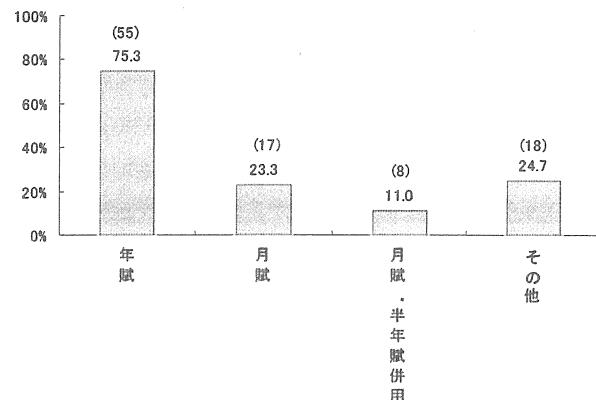
Q4 返還回数

【Q1でパターン①または③と回答した 73 大学の内容】[複数回答]

返還回数については、「年賦」と回答した大学が最も多く、全体の 4 分の 3 (55 校) を占めた。事務の煩雑さを考えると現実的な選択と思われる。

ただし、「年賦」は「月賦」に比べると回収率はやや劣ることがわかった。

		N	年賦	月賦	月賦・半年賦併用	その他
Q8 平成18年度の回収率	80%未満	28 100.0	21 75.0	5 17.9	3 10.7	8 28.6
	80%以上100%未満	30 100.0	23 76.7	6 20.0	4 13.3	6 20.0
	100%以上	15 100.0	11 73.3	6 40.0	1 6.7	4 26.7

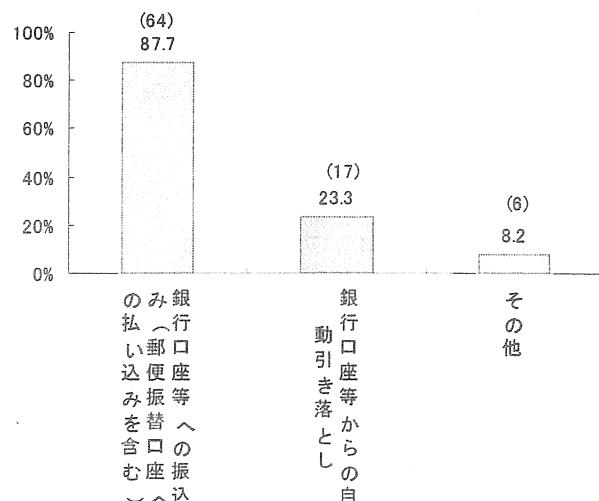


Q5 返還方法

【Q1でパターン①または③と回答した 73 大学の内容】[複数回答]

「銀行口座等への振込み」が 9 割近くを占める。「銀行口座等からの自動引き落とし」(17 校) であれば「月賦」や「月賦・半年賦併用」での返還業務も、さほど労力を要せず実施可能と思われる。

また、「銀行口座等からの自動引き落とし」を採用している大学で「(顧問) 弁護士からの書面による督促」、「法的(裁判)手続きによる返還請求」、「債権回収業者の利用」等を行っているところはほとんどないことがわかった。これは「銀行口座等からの自動引き落とし」の採用により、ほぼ確実に回収が遂行されていることの表れであると考えられる。



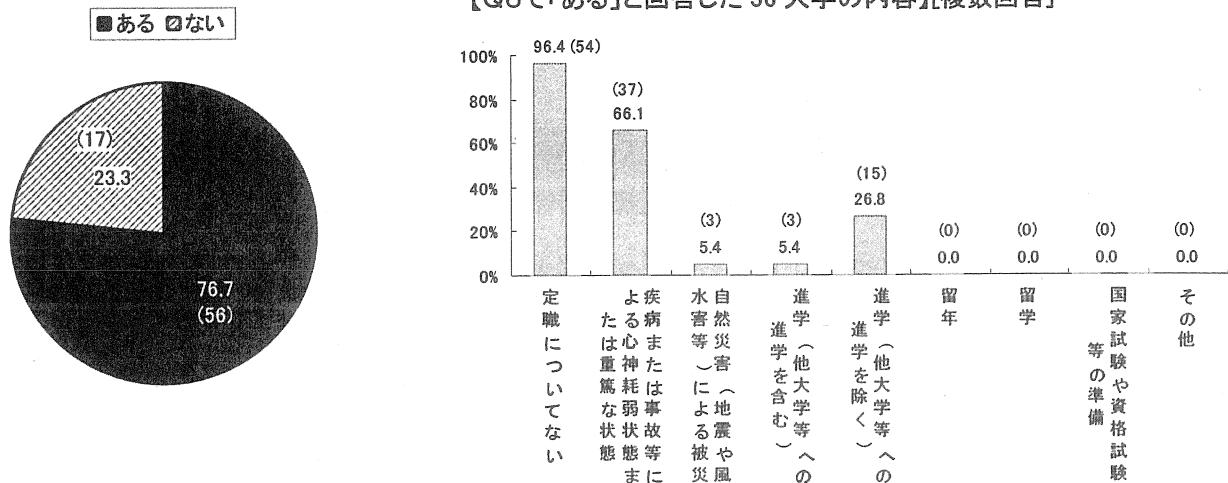
Q6 返還免除制度の有無

【Q1でパターン①または③と回答した 73 大学の内容】

返還免除制度の「ある」大学は56校（76.7%）、「ない」大学は17校（23.3%）であった。次に、免除制度のある56校について返還免除の事由を見てみると、54校（96.4%）までが「定職についていない」場合をあげた。次いで多いのが、「疾病または事故等による心神耗弱状態または重篤な状態」で37校（66.1%）にのぼった。「進学（他大学等への進学を除く）」をあげた大学は15校（26.8%）で、進学先を問わず返還免除している大学は3校に過ぎなかった。

SQ6 返還免除の事由

【Q6で「ある」と回答した 56 大学の内容】[複数回答]



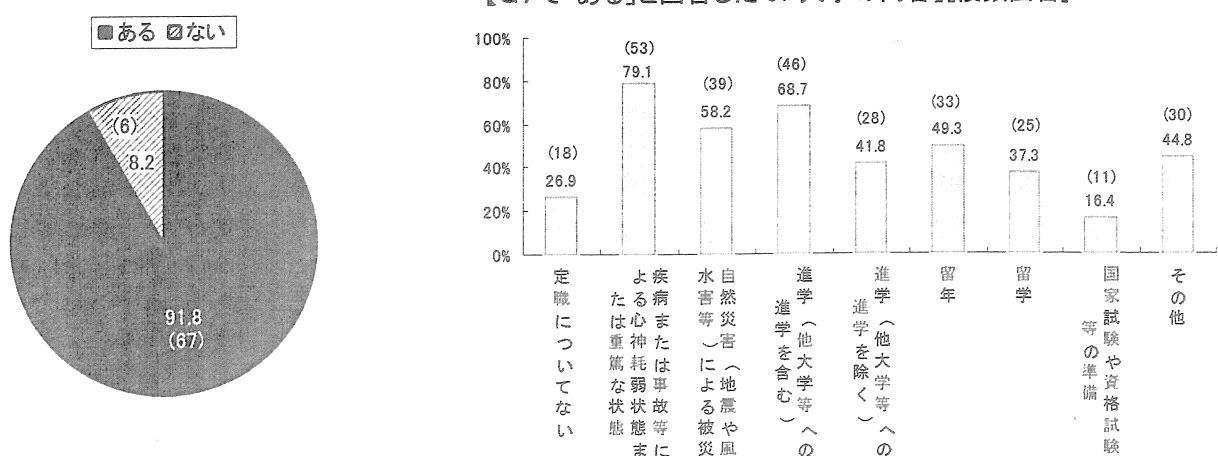
Q7 返還猶予制度の有無

【Q1でパターン①または③と回答した 73 大学の内容】

返還猶予制度の「ある」大学は67校（91.8%）にのぼり、返還免除制度のある大学（56校）より多かった。返還猶予の事由は、多いものから順に、「疾病または事故等による心神耗弱状態または重篤な状態」が53校（79.1%）、「進学（他大学等の進学を含む）」が46校（68.7%）、「自然災害（地震や風水害等）による被災」が39校（58.2%）、「留年」33校（49.3%）となっており、多くの大学が複数の事由を認めている。また、返還免除の事由に比べると、寛大で多岐にわたっていることがわかった。

SQ7 返還猶予の事由

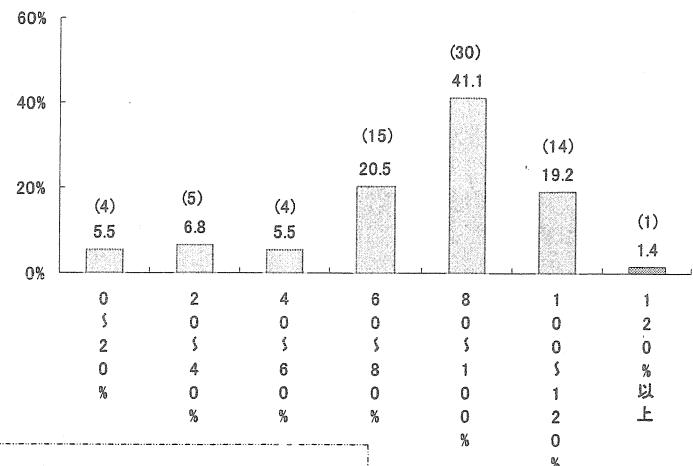
【Q7で「ある」と回答した 67 大学の内容】[複数回答]



Q8 平成18年度の回収率

【Q1でパターン①または③と回答した 73 大学の内容】

平成18年度の回収率については、「80～100%」と回答した大学が最も多く全体の41.1%（30校）を占めた。次いで、「60～80%」が20.5%（15校）、「100～120%」が19.2%（14校）、「20～40%」が6.8%（5大学）、「0～20%」と「40～60%」がともに5.5%（4校）であった。「120%以上」の回収率をあげた大学も1校あった。



＜計算式＞

回収率=「回収金額(繰上返還による回収額を含む)」÷「回収期限の到来した金額」×100

※「回収期限の到来した金額」には、「本人の死亡等の事由によって返還免除した金額」を除外

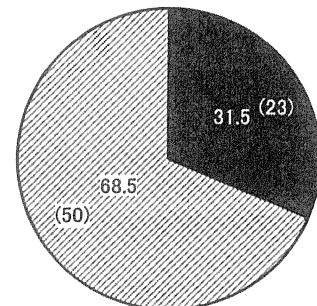
Q9 返還遅延者への対応マニュアルの有無

【Q1でパターン①または③と回答した 73 大学の内容】

返還遅延者への対応マニュアルについては、「ある」と回答した大学が31.5%（23校）、「ない」と回答した大学が68.5%（50校）となっており、対応マニュアルの「ない」大学が多いことがわかった。

マニュアルの「ある」大学は、そのすべてが「書面による督促」を行っているとともに、その7割が「電話による督促」を行っていると回答した。

■ある □ない



Q10 大学からの書面による督促の有無

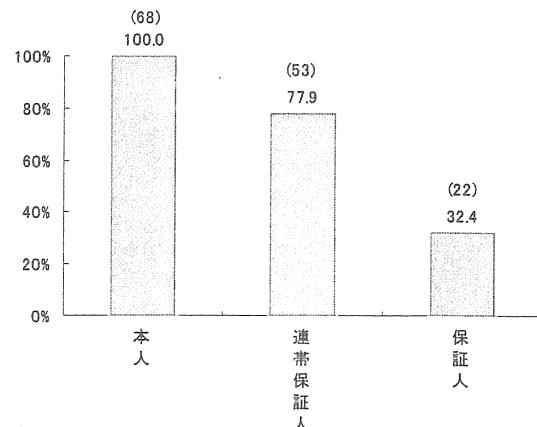
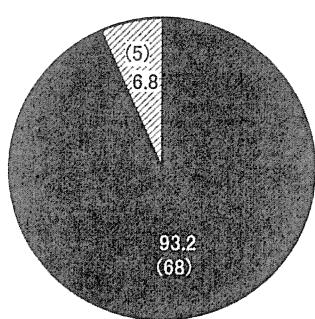
【Q1でパターン①または③と回答した 73 大学の内容】

各大学が行っている督促の方法としては、書面や電話による督促が一般的である。書面による督促を「行っている」大学は68校（93.2%）にのぼり、68校全てが少なくとも「本人」宛に督促を行っていると回答した。さらに、53校（77.9%）は「連帯保証人」宛に、22校（32.4%）は「保証人」宛に督促を行っていることがわかった。

SQ10 大学からの書面による督促先

【Q10で「行っている」と回答した 68 大学の内容】[複数回答]

■行っている □行っていない



Q11 大学からの電話による督促の有無

【Q1でパターン①または③と回答した 73 大学の内容】

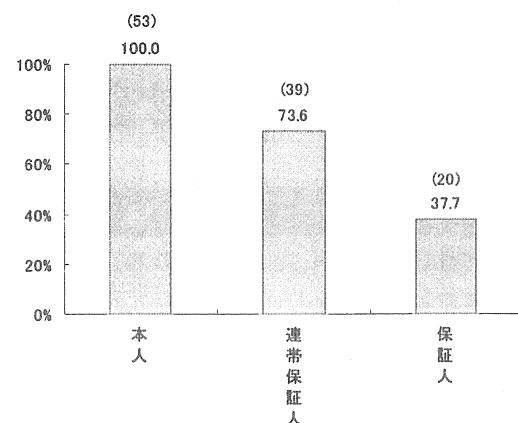
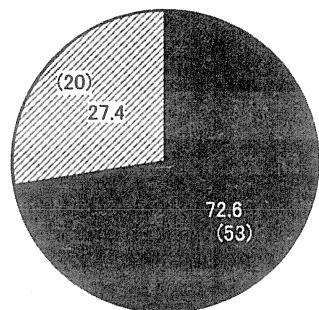
電話による督促を「行っている」大学は53校（72.6%）である。督促先はいうまでもなく「本人」であるが、39校（73.6%）は「連帯保証人」にも、20校（37.7%）は「保証人」にも電話による督促を行っている。

また、「本人」に督促をすると併せて、「連帯保証人」や「保証人」に督促を行うと回収率が上がることがわかった。

SQ11 大学からの電話による督促先

【Q11で「行っている」と回答した 53 大学の内容】[複数回答]

■行っている □行っていない



Q12 (顧問)弁護士からの書面による督促の有無

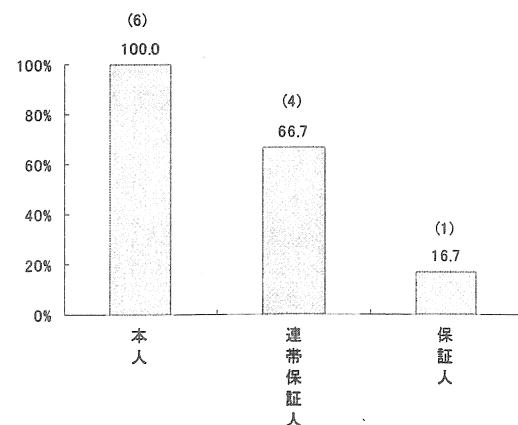
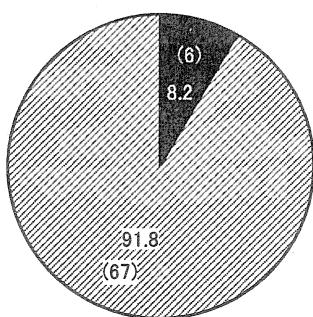
【Q1でパターン①または③と回答した 73 大学の内容】

弁護士からの書面による督促を「行っている」大学は、未だ少なく 6 校（8.2%）に過ぎないことがわかった。

SQ12 大学からの書面による督促先

【Q12で「行っている」と回答した 6 大学の内容】[複数回答]

■行っている □行っていない

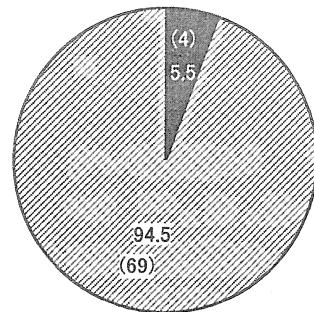


Q13 法的(裁判)手続きによる返還請求の有無

【Q1でパターン①または③と回答した 73 大学の内容】

法的（裁判）手続きによる返還請求を「行ったことがある」大学は、弁護士からの書面による督促を行っている大学よりさらに少なく、僅か 4 校（5.5%）にとどまっていることがわかった。

■行ったことがある □行ったことがない

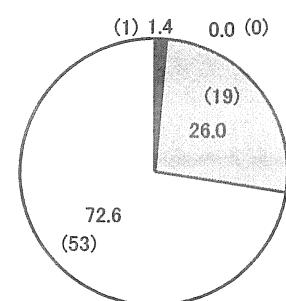


Q14 債権回収業者の利用の有無

【Q1でパターン①または③と回答した 73 大学の内容】

債権回収業者の利用についても、現在、「利用している」のは 1 校のみであった。「利用することを検討中」の大学も 19 校（26.0%）で、大半の大学（72.6%）が「今後も利用する予定はない」と回答した。

■利用している
□現在は利用していないが、過去に利用したことがある
□現在は利用していないが、利用することを検討中
□現在利用しておらず、今後も利用する予定はない

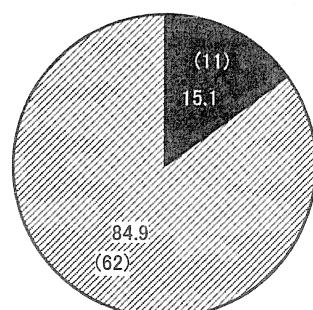


Q15 遅延した場合の延滞金の有無

【Q1でパターン①または③と回答した 73 大学の内容】

遅延した場合の延滞金については、ほとんどの大学（84.9%）が「課したケースがない」と回答した。

■延滞金を課したケースがある □延滞金を課したケースがない



回収業務を現在「行っている」73大学の、平成18年度回収率をみると、60%～80%層が20.5%、80～100%層が41.1%、100%以上層が合計20.6%となっている。80%以上の回収率は合計61.7%であり、回収がスムーズに進んでいるとはいがたい。

ただし、本調査結果からは、①一定の滞納者が累積しているのか、②遅延者は1年あるいは数年の後に返還に応じているのか、③返還が猶予された後に返還がスムーズにおこなわれたのか、など滞納および返還猶予状況と返還率とのいわば質的関係性が理解できない。仮に①で指摘した滞納者の累積が最大の要因であるとするならば、各大学が有するファンドは一気に底をつく状態になりかねない。したがって、滞納者、返還遅延者への対応が当然求められるのである。

まず、本人に返還に応じるよう書面によって督促することで、一定レベルの回収は確保できると考えられる。滞納者の多くが、借財を返済しなければならないという意識は当然持ち合わせているし、出身大学への帰属意識と迷惑をかけてはならないとする倫理観を持っていると考えるからである。

督促に応じない場合は、以下のように段階を経てまた新たな方法を加えて「回収率の向上」を達成することが考えられる。

- (1) 本人への書面を普通郵送する。次の段階として、法的根拠を確実なものとするため内容証明つき郵便を送付する。
- (2) 次に連帯保証人へ(1)と同様の手続きをとる。
- (3) (1)や(2)の手続きをとる際、大学の顧問弁護士の名前を書面に入れるなり、顧問弁護士からの督促状を郵送する方法は、90%以上の大学が取り組んでいないだけに、今後の可能性を残している。顧問弁護士の名前を併記する督促状を送付している大学からの聞き取りによれば、これによって効果（回収率の向上）があったとのことである。
- (4) 電話による督促は、その状況について各大学とも詳細なデータを取っていないと推察されるが、意思伝達手段として効果的であろう。また、借用証提出時に「勤務先」を併記しているので、その勤務先に連絡を取る方法はさらに効果的であると考えられる。ただし、個人情報保護の意識が高まっている中、実施は慎重に行う必要がある。同様の方法が連帯保証人に対してもおこなわれることになろう。電話の時間帯や業務量を考えると、各大学とも現在の職員・業務体制では、相当な業務負担が発生する可能性がある。

奨学金の回収をおこなう債権回収業者も増えているようであるが、現在のところこの業務をアウトソーシングしている大学は1大学にすぎない。費用対効果が未知数であることに加え、各大学とも教育機関として「債権取立て業務」的な行動になかなか踏み込めないというのが実情であろう。一方で、回収業者の利用を検討中の大学が19大学（26.0%）あった。これらの大学を含め、本業務のあり方（方法）について、大学間で十分な情報交換をしながら議論を進める必要性はある。

【参考】

Q8 平成18年度の回収率(金額ベース)

上段:度数
下段:%

		N	20%未満	20%以上 40%未満	40%以上 60%未満	60%以上 80%未満	80%以上～ 100%未満	100%以上 ～120%未 満	120%以上
全体		73 100.0	4 5.5	5 6.8	4 5.5	15 20.5	30 41.1	14 19.2	1 1.4
Q9 返還遅延者への対応マニュアルの有無	ある	.23 100.0	1 4.3	2 8.7	- -	4 17.4	11 47.8	5 21.7	- -
	ない	50 100.0	3 6.0	3 6.0	4 8.0	11 22.0	19 38.0	9 18.0	1 2.0
Q10 大学からの書面による督促の有無	行っている	68 100.0	4 5.9	5 7.4	4 5.9	15 22.1	30 44.1	9 13.2	1 1.5
	行っていない	5 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	5 100.0	- -
Q11 大学からの電話による督促の有無	行っている	53 100.0	3 5.7	4 7.5	3 5.7	10 18.9	20 37.7	12 22.6	1 1.9
	行っていない	20 100.0	1 5.0	1 5.0	1 5.0	5 25.0	10 50.0	2 10.0	- -
Q12 (顧問)弁護士からの書面による督促の有無	行っている	6 100.0	- -	- -	1 16.7	3 50.0	2 33.3	- -	- -
	行っていない	67 100.0	4 6.0	5 7.5	3 4.5	12 17.9	28 41.8	14 20.9	1 1.5
Q13 法的(裁判)手続きによる返還請求の有無	行ったことがある	4 100.0	- -	- -	- -	2 50.0	1 25.0	1 25.0	- -
	行ったことがない	69 100.0	4 5.8	5 7.2	4 5.8	13 18.8	29 42.0	13 18.8	1 1.4
Q14 債権回収業者の利用の有無	利用している	1 100.0	- -	- -	- -	- -	1 100.0	- -	- -
	現在は利用していないが、利用することを検討中	19 100.0	2 10.5	1 5.3	1 5.3	6 31.6	8 42.1	1 5.3	- -
	現在利用しておらず、今後も利用する予定はない	53 100.0	2 3.8	4 7.5	3 5.7	9 17.0	21 39.6	13 24.5	1 1.9
Q15 遅延した場合の滞納金の有無	滞納金を課したケースがある	11 100.0	1 9.1	1 9.1	1 9.1	2 18.2	5 45.5	1 9.1	- -
	滞納金を課したケースがない	62 100.0	3 4.8	4 6.5	3 4.8	13 21.0	25 40.3	13 21.0	1 1.6

【付 錄】

平成19年度奨学生等調査（平成18年度実績）実施要項

V 問い合わせ

社団法人日本私立大学連盟 教学支援担当（堀内、波多野）
電話：03-3262-3603（直通）メール：kyogaku@shidaiрен.or.jp
【本調査に関する問い合わせ】

I 本調査実施の目的

本調査は、加盟大学における奨学生等制度の実態、また、独立行政法人日本学生支援機構の奨学生受給状況などを把握し、加盟各大学の学生経済援助施策の企画・立案に資することともに、当連盟の各種事業活動に役立てることを目的として実施いたします。

II 実施期間

平成19年7月31日（火）～8月24日（金）

III 回答方法

データ設問とテーマ設問で構成する本調査は、「インターネット調査」形式にて実施します。
別紙「平成19年度奨学生等調査（平成18年度実績）調査項目一覧」をご確認の上、下記URLに

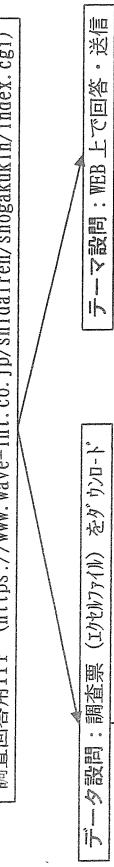
アクセスして、ご回答ください。
<https://www.wave-int.co.jp/shidaiрен/shogakukin/index.cgi>

【留意点】

- ・1大学1回答のみ有効となります。
- ・奨学生部門責任者あるいはそれに準ずる方がご回答ください。
- ・ご回答に際しては、大学ごとのID並びにパスワードが必要となります。貴大学のID並びにパスワードは、会員代表者宛に通知しております。

【回答メッセージ】

調査回答用HP (<https://www.wave-int.co.jp/shidaiрен/shogakukin/index.cgi>)



IV 調査の結果

1. 調査結果は、報告書としてとりまとめ、加盟各大学に配付いたします。
2. 「データ設問」は、大学ごとに集計いたします。本連盟が個別大学の数値を加盟大学以外に公表することはありません。「テーマ設問」は、加盟大学全体で集計・分析いたします。
3. 本連盟ホームページのHOTLINE（加盟大学専用ページ）「調査統計データライブラリー」にも掲載する予定です（過去の調査結果については「調査統計データライブラリー」に掲載しております）。ただし、「調査統計データライブラリー」を利用するには、予め利用登録が必要です）。
4. 金額を入力する回答欄には、「千円単位」(たとえば、150,500円は百円の位を切り捨てて「150」「千円」となります。)で入力してください。
5. 予め用意してある調査票の行数で回答が収まらない場合には、エクセルの「編集」メニューから「シートのコピー」をして、複数枚に分けてご回答ください。
6. 「平成19年度事務連絡者名簿」には、すべての項目につきまして、必ず入力してください。（ご回答内容について、お問い合わせさせていただくことがあります。）

【本調査における用語の定義】

I 学内奨学生制度に関する調査

【学内奨学生制度の定義】
学内奨学生とは、学校法人の会計を通して、正規学生に給費あるいは賃貸される奨学生をいいます。

1. 奨学生の原資は、奨学生の運用により生ずる収入であるかどうかを聞いません（いわゆる経常費取入を原資とするものを含みます）。

2. 学内奨学生には、驚志者が学校法人に指定書付を行った基金を原資とするいわゆる「冠」奖学金を含みます。その基金を永続的に維持するかどうかは聞いません。

3. 校友会等や教育後援会等からの寄付金收入を原資とする奨学生も含みます。

4. 教育ローン等で原資が学校法人以外の金融機関等であるものは含みません。

5. 教育ローンの利子補給を授学生として経常費等で行つた場合は、利子部分のみを学内奨学生としてください。

6. 一時預り金等、学校法人の会計を通るものでも、それが真に一時的・名目的なものであつてすぐくに異学生に支払うものでは、含まれません（例えば財团などの奨学生で一旦大學生が取扱して、改めて受学生に支払うケースがこれに該当します）。

7. 政府開発援助外国人留学生修学援助費補助金（授業料減免学校へ援助）の対象となる私費・外個人授業料減免制度についても、学内奨学生として取り扱つてください。

8. 正規学生を調査対象といたします。別科生、科目等履修については調査の対象には含まれません。

【給費（給付・賃貸）奨学生と賃貸（賞賛）奨学生の定義】

給費奨学生とは、「返還を要さない」奨学生をいいます。

大学によっては、このような返還を要さない奨学生のことを、給費奨学生の他に、給付奨学生・給与奨学生等の名前で呼んでいるようですが、本調査では「給費奨学生」に統一して使用します。

賃貸奨学生とは、「返還を要する」奨学生をいいます。

大学によっては、このような返還を要する奨学生のことを、賃貸奨学生の他に、賃費奨学生等の名前で呼んでいますが、本調査では「賃貸奨学生・賃貸奨学生」に統一して使用します。

※ 本調査にご回答の際には、給費奨学生・賃貸奨学生の区別については、返還の要否を基準としてください。

〈基本金の定義〉

基本金とは、「学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額」をいいます（学校法人会計基準第29条）。

その基本金は、第1号基本金から第4号基本金まであり、第3号基本金は、「(奨学生基金、研究基金、国際交流)」「基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額」に相当する金額を組み入れるものとされています（同基準第30条第1項第3号）。

第3号基本金の対象となる資産には、元本を継続的に保持運用することにより生じる果实を教育研究活動に使用するために、寄付者の意思又は学校法人独白で設定した奨学生基金、研究基金、海外交流基金等が該当し、これらが第3号基本金引当資産となります（第3号基本金引当資産は、通常「〇〇特定資産」と表示されます）。本調査では、第3号基本金引当資産が対象となります。

寄付者の意思又は学校法人獨白で設定した奨学生基金が対象となります。

- この調査は、貴大学における学内奨学生等制度による奨学生等の平成18年度の支給実績について調査するものです。なお、待合生制度を含む授業料減免制度、学費免除制度も調査対象となります。
- 制度は存在するが、平成18年度に支給実績がない場合は「学内奨学生制度」の各欄に入力の上、当該奨学生制度が給費制度であれば「給費」、貸与制度であれば「賃貸」の各欄に「0」と入力してください。

1. 「①学内奨学生制度（学部学生）－平成18年度実績－」及び「②学内奨学生制度（大学院学生）－平成18年度実績－」について

- (1) 「名称」
当該奨学生制度の名称（正式名称がない場合には、学内で学生に周知している名称）を入力してください。

- ※1 当該奨学生制度が同一の名称で給費・賃貸の両方を含んでいるときには、「〇〇奨学生金（給費）」、「〇〇奨学生（賃貸）」として、分けて入力してください。（記入例
1) 参照）

【記入例1】

① 学内奨学生制度（学部学生）－平成18年度実績－

大学名	学内奨学生制度					
	名 称	支給期間 (6ヶ月迄)	基金の 残高 (6ヶ月迄)	支給回数 (6ヶ月迄)	最高金額	最大金額
1 〇〇学内奨学生（給費）	A O	18回	500千円	800千円	100	80,000千円
2 〇〇学内奨学生（賃貸）	A X	18回	500千円	800千円	100	70,000千円
3						

- ※2 大学院学生に対する当該奨学生制度において、支給対象となる課程ごとに分けて入力してください。（記入例
2) 参照）

【記入例2】

② 学内奨学生制度（大学院学生）－平成18年度実績－

大学名	学内奨学生制度					
	名 称	支給期間 (6ヶ月迄)	基金の 残高 (6ヶ月迄)	支給回数 (6ヶ月迄)	最高金額	最大金額
1 大学院賃貸奨学生	D O	2年半(24ヶ月)	800千円	1,500千円	5,000千円	5,000千円
2 大学院賃付奨学生	D O	2年間	700千円	1,000千円	5,000千円	5,000千円
3 大学院賃付奨学生	D O	3年間	400千円	1,000千円	3,000千円	3,000千円
4 大学院賃付奨学生	D O	3年間	500千円	700千円	5,000千円	5,000千円
5 大学院賃付奨学生	D O	3年間	500千円	700千円	5,000千円	5,000千円
6						

- (2) 「②学内奨学生制度（大学院学生）－平成18年度実績－」調査票の「支給対象（給費・賃貸）」に記入する項目は、「修士課程（専門職大学院を除く）」「「専門職大学院（法科大学院を除く）」「法科大学院」「博士後期課程」「博士（医・歯・薬・獣医）課程」の中から、ブルダランメニユーより選択してください。なお、博士前期課程は「修士課程（専門職大学院を除く）」を選択してください。

(6) 「最小金額」

当該奨学金制度によって給付される一人当たりの最小支給金額（減免の場合には減免金額）（単位：千円）を入力してください。なお、支給金額が一律の場合は、「最小金額」、「最大金額」の両方に同額を入力してください。

(7) 「最大金額」

当該奨学金制度によって給付される一人当たりの最大支給金額（減免の場合には減免金額）（単位：千円）を入力してください。

(8) 「平成18年度支給実績」

「人數」及び「年間給費額」に、平成18年度実績を入力してください。「平成18年度支給実績」の「年間給費額」の金額は、平成18年度（平成18年4月から平成19年3月）に支払った「人數」全員の実支給総額（平成18年度決算額、単位：千円）を入力してください（予算額ではありません）。

II 日本学生支援機構選学金に関する調査

この調査は、貴大学における平成18年度の日本学生支援機構奨学金新規採用実績及び日本学生支援機構選学金総件数（新規及び継続合計）について調査するものです。

1. 「①平成18年度新規採用実績」について

〔学部〕
(1) 第一種「定期（予約採用）」、第二種「定期（予約採用）」
新規採用件数を外数で入力してください。なお、第二種には「きぼう21プラン」を含みます。

(2) 第一種「定期（在学採用）」、第二種「定期（在学採用）」
新規採用件数を入力してください。なお、第一種、第二種併用の場合は、それぞれの件数に含めてください。

(3) 第一種「定期外（緊急採用）」、第二種「定期外（応急採用）」
新規採用件数を入力してください。

(4) 「（入学時特別増額）」

第一種、第二種の新規採用件数のうち、入学時特別増額貸与奨学金制度の増額採用となつた件数を合算して入力してください。

(5) 「小計①」「小計②」「総件数（①+②）」
入力の必要はありません。

〔大学院〕

(1) 第一種「定期」、第二種「定期」「定期（予約採用）」新規採用件数と「定期（在学採用）」新規採用件数を合算して課程別に入力してください。なお、修士課程・専門職大学院を除く）」欄に入力してください。

(2) 第一種「定期外（緊急採用）」、第二種「定期外（応急採用）」
新規採用件数を課程別に入力してください。また、第一種、第二種併用の場合は、それぞれの件数に含めてください。

(3) 「（入学時特別増額）」

第一種、第二種の新規採用件数のうち、入学時特別増額貸与奨学金制度の増額採用となつた件数を課程別に合算して、入力してください。

(4) 「小計①」「小計②」「総件数（①+②）」「合計」
入力の必要はありません。

2. 「②授学生総件数（新規及び継続合計）（平成19年3月1日現在）」について

(1) 「学部」の「総件数」

第一種、第二種ともに、平成19年3月1日現在在学の奨学生総件数を入力してください。
なお、第一種、第二種併用の場合は、それぞれの件数に含めてください。

(2) 「大学院（課程別総件数）」

第一種、第二種ともに、平成19年3月1日現在在学の奨学生総件数を課程別に入力してください。
なお、修士課程は「修士課程（専門職大学院を除く）」欄に入力してください。

また、第一種、第二種併用の場合は、それぞれの件数に含めてください。

(3) 「計」及び「合計」

入力の必要はありません。

平成19年度奨学生等調査（平成18年度実績）調査項目一覧

平成19年度奨学生等調査は、「データ設問」と「テーマ設問」についてご回答いただきます。以下に列挙する調査項目は、ご回答に際して内容を事前にご確認いただきためにお示しするものです。

データ設問：学内奨学生制度に関する調査、日本学生支援機構奨学生に関する調査

平成19年度奨学生等調査 事務連絡者名簿

- I ① 学内奨学生制度（学部学生）
- I ② 学内奨学生制度（大学院学生）
- I ③ 学内給付奨学生制度（受入れ留学生）
- II 日本学生支援機構奨学生に関する調査

テーマ設問：学部学生が利用した学内貸与奨学生の回収について

【学内貸与奨学生業務の現状について】

Q 1. 貴大学は、次の①から⑤のどのパートーンに該当しますか？

貸与業務	回収業務	現在、回収業務を行っている	現在、回収業務を行っていない
現在、貸与業務を行っている	パートーン①	⇒ Q 2へ進んでください	パートーン② ⇒回答終了です
現在、貸与業務を行っていない (過去に貸与業務を行っていた)	パートーン③	⇒ Q 2へ進んでください	パートーン④ ⇒回答終了です
現在も過去も、 貸与業務を行っていない	パートーン⑤		パートーン⑥ ⇒回答終了です

[Q 1で①または③と回答した大学は、以下のQ 2～Q 15についてご回答ください]

Q 2. 主に回収業務を担当している部署は？

- ① 奨学生担当（学生部、学生センター等の学生支援担当部署）
- ② 財務担当（財務課等の学校法人の会計業務担当部署）
- ③ 総務担当（総務課等の学校法人の総務業務担当部署）
- ④ その他

Q 3. 主に返還延滞への対応を担当している部署は？

- ① 奨学生担当（学生部、学生センター等の学生支援担当部署）
- ② 財務担当（財務課等の学校法人の会計業務担当部署）
- ③ 総務担当（総務課等の学校法人の総務業務担当部署）
- ④ その他

【返還回数や返還方法について】

Q 4. 返還回数は？（複数回答可）

- ① 年賦
- ② 月賦
- ③ 月賦・半年賦併用
- ④ その他

Q 5. 返還方法は？（複数回答可）

- ① 銀行口座等への振込み
- ② 銀行口座等からの自動引き落とし
- ③ その他

【返還免除や返還猶予について】

Q 6. 返還免除制度は？

- ① ある ⇒ S Q 6へ
- ② ない ⇒ Q 7へ

S Q 6. 返還免除の事由は？（複数回答可）

- ① 本人の死亡
- ② 疾病または事故等による心神耗弱状態または重篤な状態
- ③ 自然災害（地震や風水害等）による被災
- ④ 自己破産等
- ⑤ その他

Q 7. 返還猶予制度は？

- ① ある ⇒ S Q 7へ
- ② ない ⇒ Q 8へ

S Q 7. 返還猶予の事由は？（複数回答可）

- ① 定職についてない
- ② 疾病または事故等による心神耗弱状態または重篤な状態
- ③ 自然災害（地震や風水害等）による被災
- ④ 進学（他大学等への進学を除く）
- ⑤ 進学（他大学等への進学を除く）
- ⑥ 留年
- ⑦ 留学
- ⑧ 国家試験や資格試験等の準備
- ⑨ その他

【回収率について】

Q 8. 平成18年度の回収率は？
金額ベースでは _____ %（小数点以下第2位を切り捨て）

【返還延滞者への対応について】

Q 9. 返還延滞者への対応マニュアルは？

- ① ある
- ② ない

Q 10. 大学から書面による督促を行っていますか？

- ① いる ⇒ S Q 10へ
- ② いない ⇒ Q 11へ

S Q 10. 誰に対して督促していますか？（複数回答可）

- ① 本人
- ② 連帯保証人
- ③ 保証人

Q 11. 大学から電話による督促を行っていますか？

- ① いる ⇒ S Q 11へ
- ② いない ⇒ Q 12へ

S Q 11. 誰に対して督促していますか？（複数回答可）

- ① 本人
- ② 連帯保証人
- ③ 保証人

Q 12. (顧問) 弁護士からの書面による督促を行っていますか？

- ① いる ⇒ S Q 12へ
- ② いない ⇒ Q 13へ

S Q 12. 誰に対して督促していますか？（複数回答可）

- ① 本人
- ② 連帯保証人
- ③ 保証人

Q 13. 法的（裁判）手続きによる返還請求を行つたことがありますか？

- ① ある
- ② ない

Q 14. 債権回収業者を利用してていますか？

- ① 利用している
- ② 現在は利用していないが、過去に利用したことがある
- ③ 現在は利用していないが、利用することを検討中
- ④ 現在利用しておらず、今後も利用する予定はない

Q 15. 遅延した場合、延滞金を課したケースがありますか？

- ① ある
- ② ない

以上

| 学内奨学金制度に関する調査

① 学内奨学金制度(学部学生)－平成18年度実績－

大学名

(金額単位:千円)

	学内奨学金制度						平成18年度支給実績			
	名 称	分類 (A~I)	基金の 有無	支給期間 (給費・貸与)	最小金額	最大金額	給 費		貸 与	
							人數	年間給費額	人數	年間貸与額
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

| 学内奨学金制度に関する調査

② 学内奨学金制度(大学院学生)－平成18年度実績－

大学名

(金額単位:千円)

	学内奨学金制度						平成18年度支給実績				
	名 称	支給対象 (給費・貸与)	分類 (A~I)	基金の 有無	支給期間 (給費・貸与)	最小金額	最大金額	給 費		貸 与	
								人數	年間給費額	人數	年間貸与額
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

I 学内奨学生制度に関する調査

③ 学内給費奨学生制度(受入れ留学生)一平成18年度実績一

大学名	(金額単位:千円)
平成18年度支給実績	
給 費	
人數	年間給費額

学内奨学生制度											
1	2	名 称	支給対象	分類 (J~L)	基金の 有無	支給期間	最小金額	最大金額	平成18年度支給実績	給 費	
3	4										
5	6										
7	8										
9	10										
11	12										
13	14										
15	16										
17	18										
19	20										

大学名

(注)
1. 第二種奨学生には「きぼう!プラン」を含みます。
2. 第一種、第二種併用の場合、それらの件数に含めてください。
3. 「(入学時特別増額)」は、「第一種」「第二種」「採用件数のうち、増額採用になった件数を入力してください。
4. 「修了票額」には博士前期課程を含みます。
5. 納掛け部分(小計・合計欄)は入力しないでください。

学 部		課程別新規採用件数				合 計
制度	採用の種類	修士課程 (専門職大学院を除く)	専門職大学院を除く (法科大学院を除く)	法科大学院	博士後期課程	博士(医学・薬学・歯学) 講師
第一種	定期(在学採用)					
第一種	定期外(緊急採用)					
	小計①					
第二種	定期(在学採用)					
第二種	定期外(緊急採用)					
	小計②					
	総件数(①+②)					
	(入学時特別増額)					

大 学 院						
制度	採用の種類	修士課程 (専門職大学院を除く)	専門職大学院を除く (法科大学院を除く)	法科大学院	博士後期課程	博士(医学・薬学・歯学) 講師
定期						
第一種	定期外(緊急採用)					
	小計①					
定期						
第二種	定期外(緊急採用)					
	小計②					
	総件数(①+②)					
	(入学時特別増額)					

②選生件数(新規及び継続合計)(平成19年3月1日現在)

大学院(課程別総件数)				合 計
制度	学部	修士課程 (専門職大学院を除く)	専門職大学院を除く (法科大学院を除く)	博士(医学・薬学・歯学) 講師
第一種				
第二種				
計				

学内奨学金制度分類表(学部学生・大学院学生)

区分	分類	定義	補足
奨学型	A 経済支援のための奨学金(もっぱら学費に充てることを前提にしたものであるが、教育ローンにかかる利子を補助するものや入学時貸与奨学金等を含む)	経済的理由により修学困難な学生を対象とする奨学金	奨学生の選考にあたり、経済的要因を学業成績に優先して選考する奨学金
	B 家計急変や災害援助等のための奨学金	家計支持者の失職・死亡等による家計急変や、火災・風水害・地震などの自然災害により修学困難になった学生を対象とする奨学金	家計急変や災害等を主たる事由として奨学生を選考する奨学金
	C 一時(短期)貸付金等の形式による奨学金	緊急帰省、急病、けが、事故等で緊急にお金が必要となった学生を対象とする短期的な貸付による奨学金	無担保・無利子で緊急に貸し出すもので、1年以内の短期間に返還を求める奨学金
育成型	D 学業成績優秀者を対象とした奨学金	学業成績が特に優れた学生を対象とする奨学金	奨学生の選考にあたり、学業成績を経済的要因に優先して選考する奨学金
	E 特定の試験・研修の受験・受講者を対象とする奨学金や、学術褒賞・教育研究奨励を目的とする奨学金	大学が指定・認定する国家試験・研修等への受験者・受講者、当該試験の合格者、または大学内外において研究成果を認められた者に対して、その活動を支援するための奨学金	特定試験の受験を条件とする奨学金、または学業面で特に優れた成果をあげ学内外で表彰等を受けたことを選考の要件とする奨学金
	F スポーツ・文化・ボランティア活動の優秀者を対象とした奨学金	大学内外において、スポーツ・文化・ボランティア活動等の分野で顕著な成果をあげ、または貢献をした学生を対象とする奨学金	スポーツ・文化・ボランティア活動等において顕著な成果をあげ、または貢献したこと、選考条件とする奨学金
	G 入試成績の優秀者を対象とした奨学金	各種入試試験の合格者の中で、特に優れた成績を修めた学生を対象とする奨学金	奨学生の選考にあたり、入学試験成績を他の要件に優先して選考する奨学金
	H 派遣留学生に関する奨学金	海外の大学に交換留学生等として派遣される学生を対象とする奨学金(当該留学において取得した単位が認定されるものに限る)	留学生として派遣されることを要件とする奨学金
その他	I その他の奨学金	上記の各項目に該当しない奨学金	

【注】

1. 学生本人等の申請の必要がなく、かつ選考・審査等も行われないものについては除外する。
(例:留年した学生に対して一律支給等するもの。当該大学または附属高校等からの進学者に対して一律支給・授業料等減免するもの等)
2. 賞状や記念品などのように、明確な金額が確定しないものは除外する。商品券や図書券のように、給費する金額が明確なものは、奨学金として取り扱う。

学内奨学金制度分類表(受け入れ留学生)

分類	定義	補足
J 受入れ留学生授業料減免	「授業料減免学校法人援助」の対象となる私費外国人留学生及び国費外国人留学生(大学推薦等)等を対象とする奨学金	私学助成の対象となる奨学金や学費減免
K 受入れ留学生に関する奨学金	受入れ留学生を対象とする奨学金(Jの受入れ留学生授業料減免以外のもの)	留学生として受け入れることを要件とする奨学金
L その他の奨学金	上記の各項目に該当しない奨学金	

【注】

1. 学生本人等の申請の必要がなく、かつ選考・審査等も行われないものについては除外する。
(例:留年した学生に対して一律支給等するもの。当該大学または附属高校等からの進学者に対して一律支給・授業料等減免するもの等)
2. 賞状や記念品などのように、明確な金額が確定しないものは除外する。商品券や図書券のように、給費する金額が明確なものは、奨学金として取り扱う。

学生委員会委員名簿

担当理事	永井和之	中央	総長・大学長
委員長	曠道佳明	上智	学生センター長、理工学部教授
副委員長	西村卓	同志社	副学長、学生支援センター所長、経済学部教授
副委員長	池本正純	専修	キャリアデザインセンター長、経営学部教授
委員	中村信博	福岡	就職・進路支援センター長、商学部教授
	奥和義	関西	学生センター所長、政策創造学部教授
	田和正孝	関西学院	学生部長、文学部教授
	富田広士	慶應義塾	学生総合センター長兼学生部長、法学部教授
	亀ヶ谷純一	明治学院	学生部長、教養教育センター教授
	近藤正勝	日本	総合学生部長、経済学部教授
	上田寛	立命館	常務理事(学生担当)、法務研究科教授
	小川雄平	西南学院	学生部長、商学部教授
	原征明	東北学院	就職部長、経済学部教授
	島田陽一	早稲田	学生部長、法務研究科教授

(平成20年3月現在)

奨学金等分科会委員名簿

分科会長	黒葛裕之	関西	総合情報学部教授
委員	後藤道子	青山学院	学生部厚生課課長
	田和正孝	関西学院	学生部長、文学部教授
	佐々木信二	慶應義塾	学生総合センター課長
	大岡敦	日本	総合学生部学生生活課主任
	小川雄平	西南学院	学生部長、商学部教授
	斎藤鉄生	早稲田	学生部奨学課長

(平成20年3月現在)

社団法人日本私立大学連盟加盟大学一覧

(126大学 平成20年3月現在)

愛知大学	関西大学	武藏大学	白百合女子大学
亞細亞大学	関西医科大学	武藏野美術大学	園田学園女子大学
青山学院大学	関西学院大学	長崎外国语大学	創価大学
跡見学園女子大学	関東学院大学	名古屋学院大学	大正大学
梅花女子大学	関東学院大学	南山大学	拓殖大学
文教大学	活水女子大学	日本大学	天理大学
中京大学	慶應義塾大学	日本女子大学	東邦大学
中央大学	恵泉女学園大学	新潟産業大学	東北学院大学
獨協大学	敬和学園大学	ノートルダム清心女子大学	東北公益文科大学
獨協医科大学	神戸女学院大学	大阪学院大学	東海大学
同志社大学	神戸海星女子学院大学	大阪医科大学	常磐大学
同志社女子大学	國學院大学	大谷大学	東京医科大学
フェリス女学院大学	国際大学	立教大学	東京医療保健大学
福岡大学	国際武道大学	立正大学	東京慈恵会医科大学
福岡女学院大学	国際基督教大学	立命館大学	東京情報大学
学習院大学	駒澤大学	立命館アジア太平洋大学	東京女子大学
学習院女子大学	皇學館大学	龍谷大学	東京女子医科大学
八戸大学	甲南大学	流通科学大学	東京経済大学
白鷗大学	高野山大学	流通経済大学	東京農業大学
姫路獨協大学	久留米大学	西武文理大学	東京歯科大学
広島女学院大学	共立女子大学	聖学院大学	苦小牧駒澤大学
広島修道大学	京都産業大学	成城大学	東洋大学
北海道東海大学	京都精華大学	聖カタリナ大学	東洋英和女学院大学
法政大学	京都橘大学	成蹊大学	東洋学園大学
兵庫医科大学	九州東海大学	西南学院大学	豊田工業大学
兵庫医療大学	松山大学	清泉女子大学	津田塾大学
石巻専修大学	松山東雲女子大学	聖心女子大学	早稲田大学
実践女子大学	明治大学	聖トマス大学	山梨英和大学
上智大学	明治学院大学	聖和大学	四日市大学
城西大学	三重中京大学	仙台白百合女子大学	四日市看護医療大学
城西国際大学	宮城学院女子大学	専修大学	
順天堂大学	桃山学院大学	芝浦工業大学	(大学名ABC順)

平成19年度奨学金等分科会報告書
転換期を迎えた奨学事業 一私立大学の新たな奨学金制度設計のために—

平成20年3月14日 発行

編集者 奨学金等分科会

分科会長 黒 葛 裕 之

発行者 学生委員会

担当理事 永 井 和 之

委員長 瞳 道 佳 明

発行所 社団法人日本私立大学連盟

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館別館
電話 03-3262-3603 FAX 03-3262-3604

印刷所 株式会社双葉レイアウト

〒106-0041 東京都港区麻布台2-2-12 三貴ビル
電話 03-3586-9422 FAX 03-3584-3798

© The Japan Association of Private Universities and Colleges, 2008

*無断転載を禁じます。